

政府關係機関

第1章 公 社

第1節 公社制度の概観

本章では、日本専売公社、日本国有鉄道、日本電信電話公社(以下それぞれ、専売公社、国鉄、電電公社と略記する)の3公社の制度と収支を解説する。専売公社は大蔵省専売局の行ってきた、たばこ、塩、しょう脳専売事業を承継して「日本専売公社法」(昭和23年12月20日法律第255号)施行により昭和24年6月1日に発足し、国鉄は政府直営事業であった国有鉄道事業、国営自動車事業を承継して「日本国有鉄道法」(昭和23年12月20日法律第256号)の施行により昭和24年6月1日に発足した。それぞれ当初は4月1日発足予定であったが、専売公社は「国家行政組織法」の成立が遅れたため、国鉄は「運輸省設置法」の成立が遅れたために6月1日の発足となった。電電公社は政府の事業であった電気通信事業を承継して「日本電信電話公社法」(昭和27年7月31日法律第250号)施行により昭和27年8月1日に発足した。

これらの公社の発足の契機となったのは、公務員の労働運動に関する昭和23年7月22日付芦田首相宛マッカーサー元帥の書簡である。この書簡は、「国家公務員法」を改正して公務員の団体交渉権、争議権を制限することを要請するものであったが、そのなかに、鉄道並びに塩、しょう脳、たばこの専売等の政府事業の職員は公職から除外されてよいこと、これらの事業を管理運営するために公共企業体が組織されるべきであること、それらの職員に対し争議権は与えないが、労使紛争の調停、仲裁の制度を設けるべきであること、逓信省の再編成がなされるべきであること、などが示されていた。以後この書簡の方針に従って、これらの公社制度ができあがったのである。そして専売公社、電電公社は昭和60年4月1日、国鉄は昭和62年4月1日をもって民営企業となるまで

この公社形態が存続した。

第2節 公社の制度と収支

1 日本専売公社

戦前、専売局による政府事業であった日本のたばこ、塩、しょう脳専売事業は、戦後、国家公務員の労働運動に関するマッカーサー元帥書簡(昭和23年7月22日)を契機にして公共企業体としての日本専売公社(以下、単に公社と略記することもある)に改組された。ここでは公社の27年度以降の収支および収支に関連する諸制度の変遷について論述する。¹⁾

まず昭和27年度における「日本専売公社法」(昭和23年12月20日法律第255号)の会計関係条項の特徴をみると、公社の資本金は公社法施行時に政府から出資される資産の額とされ、資産の範囲は公社法施行時に専売局特別会計に属しかつ公社の業務に関連する財産とされた(第4条)。また必要に応じ大蔵大臣の認可を受けて資本金の増加、減少ができること(第4条の2の第1項)、その場合、政府は予算に定める金額内で公社に出資できること(第4条の2の第2項)が規定された。経理の方法としては、財産の増減および異動をその発生の事実に基づいて経理すること(第30条)とされた(=発生主義の原則)。

予算については作成・提出等に関する一般的な規定(第34条)のほか、予算上の経費につき、その事業年度内に支出の終わらない見込みのあるものはあらかじめ国会の議決を経て翌年度に繰り越して使用できるといういわゆる繰越明許費の規定がされていた(第34条の第2)。この条項は昭和28年度の法律改正でさらに企業予算に適するような弾力性のあるものに改められた。債務の負担に関しては法律に基づくもののほか、あらかじめ予算をもって国会の議決を経なければならないことが規定(災害復旧等の緊急の場合は別)され(第35条)、予備費に関しては企業的な弾力規定がなされており、予備費を使用してなお事業費の不足があれば、売上増加による収入を事業に使用することができる(第36条第2項)とされた。予算の流用については27年度段階では厳格な規定がされており、予算に定める目的のほかに使用してはならない(第43条)、大蔵大臣の承認を受

けなければ、流用できない(第43条の2)とされていた。また損益についてはたばこ、塩およびしょう腦の3勘定に区分して、それぞれ損益を明らかにすることが要求された(第43条の11)。政府との関係ではまず価格の統制その他の政策上の考慮に基づき専売品の売渡価格がその製造、販売等の原価よりも低く定められている場合は、政府はその差額を補填するため公社に補給金を交付できる(第43条の12)とされた(ただしこの補填が行われたのは24年度のみである)。次いでいわゆる専売納付金に関して、純利益から資産増加額(減価償却額を除く)を控除した金額を翌年度の5月31日までに国庫に納付しなければならない(第43条の13)との規定がなされている。借入金に関しては大蔵大臣の認可を受けて、予算に定める範囲で政府から長期・短期の借入金を行うことができる(第43条の14第1項、第2項)とされ、第43条の15では政府は公社に対し長期・短期の貸付を行うことができるとされていた。²⁾ 政府は短期の貸付金に代えて国庫余裕金を一時使用することができ(第43条の16)、公社は長期借入金について毎年償還計画を立てて、大蔵大臣の承認を受けなければならない(第43条の17)。業務に係る現金は原則的に国庫に預託しなければならないが、日本銀行の支店等を簡便に利用できない場合は郵便局、市中銀行に預け入れることができる(第43条の18)。以上が会計関係の主要条文である。

次いで昭和27年度の歳入歳出をみると、歳入はたばこ、塩、しょう腦に分けられるが、大宗を占めるのはたばこ事業収入である。事業収入はそれぞれの製品の売払代金が主である。歳出は事業費、一般管理費、建設および造林費、補助金および交付金、政府会計繰入よりなる。事業費は歳入同様、各事業に分割され、それぞれに必要な事務費、旅費等である。一般管理費は人件費、各事業の管理費(物件費、旅費等)等である。建設および造林費は、たばこ工場、葉たばこ再乾燥場、塩倉庫、しょう腦倉庫・収納所等の建設に必要な土地購入費、建設費や、くす造林経費等である。補助金および交付金については、交付金は以下の6つがあった。①「たばこ専売法」(昭和24年5月28日法律第111号)第39条第2項に基づくたばこ販売団体交付金。②「たばこ専売法」第25条に基づくたばこ耕作団体交付金。③「塩専売法」(昭和24年法律第112号)第17条に基づく塩業団体交付金。④「塩専売法」第36条第2項に基づく塩販売団体交付金。⑤「塩専売法」第29条第5項に基づく特別価格払戻交付金。同法第29条では、か

性ソーダ、ソーダ灰等の政令で指定する化学製品の製造用に塩を売り渡す場合には一般の価格より低い価格(特別価格)で売り渡すことができる(第1項)、特別価格以外の価格で買った塩がこれらの用に供されたときは、公社は特別価格と一般の価格との差額の5分の4に相当する金額の交付金を交付することができる(第5項)とされていた。⑥「日本専売公社法」第27条によるしょう腦団体交付金。また補助金は以下の2つであった。①「日本専売公社法」第27条に基づく「たばこ乾燥室建設費補助金」。同法第27条では公社の業務として第4号に、葉たばこ、たばこ用巻紙の生産者指導および助成に関することをあげていた。②「塩田等災害復旧事業費補助法」(昭和25年12月12日法律第257号)第3条に基づく「塩田等災害復旧事業費補助金」。

政府会計への繰入れは、一般会計への繰入れが「特別会計の恩給負担金を一般会計に繰入るることに係る法律」(昭和6年3月27日法律第8号)(「日本専売公社法」第50条において前記法律の規定を準用する)に基づいて繰り入れる恩給負担金、および「国家公務員等に対する退職手当の臨時措置に関する法律」(昭和25年法律第142号)第10条附則第3項に基づいて繰り入れられる退職手当負担金である。郵政事業特別会計への繰入れは「郵政事業特別会計法」(昭和24年5月28日法律第109号)第41条(他会計よりの繰入れ)に基づき、郵政事業特別会計へ繰り入れる経費であり、第41条は、年金および恩給の支給、その他国庫金の受入れ払渡しに関する事務の取扱いについてその取扱いを委託した会計が、その経費を郵政事業特別会計に繰り入れることが規定されていた。

昭和27年度においては総収益(2109億3322万円余)から総損失(654億5052万円余)を差し引いた1459億8269万円余から固定資産、棚卸資産、無形資産の増額を控除した1337億1852万円余が国庫納付された。

昭和28年度には「日本専売公社法の一部を改正する法律」(昭和28年8月1日法律第132号)により、公社会計に関して以下のような改正が行われた。①専売公社の業務に、関連事業に対する投資業務が加わる。②予算の弾力性が大幅に拡大。第34条が、「公社の予算には、その事業を企業的に経営することができるように、需要の増加、経済事情の変動その他予測することのできない事態に応ずることができるよう弾力性を与えるものとする」との条文に変わった。③予算の形式が従来の「歳入歳出予算」ではなく、「収入支出予算」となり、収

入にあってはその性質、支出にあってはその目的に従って項に区分するとされた(第34条の5)。④予算の流用・繰越しがより弾力化。28年度の収支の構造は27年度と変わらないが、専売納付金の計算方法に若干の変化がみられ、棚卸資産が控除項目から削られて、総収益(2339億4566万円余)から総支出(707億8263万円余)を差し引いた1631億6302万円余から固定資産増額分と無形資産増額分(積み立てられる)を控除した1592億2292万円余が国庫納付された。また「製塩施設法」(昭和27年法律第228号)の公布により「塩田等災害復旧事業費補助法」が廃止され(同法附則第2項)、これにともない塩田等災害復旧事業費補助金の根拠法も「製塩施設法」に変わった。しかし内容に変化はなく、公社は災害復旧事業を施行する者に対し予算の範囲内でその事業費の一部を補助金として交付できる、とされていた(同法第3条)。同法公布にともない、同法第6条に基づく塩田等改良事業費補助金も28年度から交付されることになった。

昭和29年度に関しては、支出中にたばこ消費税の項目が計上されているが、これは地方税制の改正(「地方税法の一部を改正する法律」(昭和29年5月13日法律第95号))にともない、地方税として新たに道府県たばこ消費税、市町村たばこ消費税が創設されたことによる。この税制によれば、各地方におけるたばこ販売高の115分の5を道府県に、115分の10を市町村に公社が納付するというものだった。そのために19年度の国庫納付金は前年度に比して減少し1248億7692万円余となっている。補助金に関しても若干の変化がみられ、新たに塩業団体共同施設費補助金加わった。この補助金の交付を受ける塩業組合は28年度までは「中小企業等協同組合法」(昭和24年6月1日法律第181号)による組合とされており、中小企業協同組合共同施設費補助金(通産省所管)を受けていたのであるが、28年に「塩業組合法」(昭和28年7月31日法律第107号)が制定されて同法による組合となったため、29年度以降専売公社からこの項目で補助金を支出することになったのである。根拠法は「日本専売公社法」第27条である。

昭和30年度には「日本専売公社法の一部を改正する法律」(昭和30年7月29日法律第93号)により国庫納付方法に関しての改正があった。これは30年度限りの改正で、公社法附則第5項として、公社は「地方交付税法の一部を改正する法律」(昭和30年法律第123号)の規定による「たばこ専売特別地方納付金」44億7400万円を30年度内に政府の交付税および譲与税配付金特別会計に納付しなけ

ればならない、との条文が付け加えられた。これにより30年度の国庫納付は総収益(2404億7040万円余)から総損失(1067億1619万円余)を差し引いた1337億5420万円余から固定資産・無形資産の増加額を控除し、さらにこの地方納付金を控除した1137億4159万円余となり、前年度に比べさらに減少した。

昭和34年度の「補助金及び交付金」には塩業整理交付金が含まれているが、これは「塩業整備臨時措置法」(昭和34年3月31日法律第81号)に基づくものである。同法は交付金の交付等の措置を通じて塩業の過剰生産力を円滑・適正に整理し、国内塩業基盤の強化、塩専売事業の健全な運営を図ることを目的としており(第1条)、塩製造者で公社の指定する日までに塩またはかん水の製造を廃止した者に対し塩業整理交付金を交付することができる(第2条)としていた。戦後、塩はその必需性と外貨節約のため増産が図られたが、30年代に入ると過剰生産問題、生産コスト上昇にともなう赤字問題が顕在化し、公社では32年12月に「国内塩収納価格の改定及び今後における国内塩生産対策」を策定している。そこでは生産の整理統合を行うとともに、収納価格をトン当たり1万円程度に引き下げることが規定されていた。この整理方針の決定にともない、塩業審議会を通じてその実施の細部が検討された。塩業審議会では昭和34年1月に「塩需給対策要綱」を答申したが、そこでは国内塩の生産を現状の130万トンから100万トン程度に引き下げのために生産性の低い企業の整理が必要なこと、被整理者に対しては適切な補償措置をとることなどが盛り込まれており、その答申に沿って上記「塩業整備臨時措置法」が制定されたのである。³⁾ 塩業整理交付金は34年には予算ベースでは37億円余が計上されていたが、決算ベースでは70億円余の支出になっており、不足分は塩事業費からの流用23億円余と予備費の使用により補った。35年にも塩業整理交付金43億5199万円余が支出されている。このときの整理で130万トンの製塩能力が90万トンになり、3割程度の縮小をみた。

昭和37年度には「しょう脳専売法を廃止する法律」(昭和37年3月23日法律第19号)により、しょう脳専売が同年4月1日をもって廃止された。しょう脳専売は戦前日本統治下にあった台湾で、その財政収入確保とくすの木の保護育成の見地から明治32年に始まり、その後日本国内でもしょう脳価格の維持等を目的として明治36年から専売制度が開始された。戦後は合成しょう脳、プラスチ

ック等の新製品が天然しょう脳に代替し、コストの面からも、資源維持の面からも専売制度を実施している意義がなくなった。昭和35年の専売制度調査会でしょう脳専売の廃止が提起されており、廃止はこの答申を受けたものである。⁴⁾「しょう脳専売法を廃止する法律」ではしょう脳専売の廃止にともなう必要となる資金を補うために交付金を交付できること(第6条)、法律施行日から1年以内は公社がしょう脳買入販売等の業務を行いうること(第8条)などが規定されていた。そのために37年度まではしょう脳関係の収入支出が計上されている。また交付金のなかには「しょう脳専売事業廃止交付金」が予算ベースで5億6000万円計上されており、決算ベースでは5億5972万円余とそのほとんどを支出している。

昭和45年には予算補助としてたばこ耕作組合合併推進費補助金が計上(224万円余)されており、塩田等改良事業費補助金、塩田等災害復旧事業費補助金が廃止されて、新たに製塩施設災害復旧事業費等補助金に一本化された。45、46年の補助金および交付金中には新規に塩業整理交付金(3億4549万円)が計上されている。塩業については34、35年の整理によっても近代化が完了せず、国内塩価格は国際価格に対し割高のため40年度以降塩専売事業は赤字が拡大しつつあった(40年度=3億円→44年度=25億円の赤字へ)。⁵⁾公社は国際価格(トン当り7000円程度)まで国内塩価格(当時トン当り1万2000円程度)を引き下げるための塩業合理化方針につき塩業審議会に諮問した(44年1月)。塩業審議会では16回の小委員会の検討を経て46年1月26日に、①塩田製法からイオン交換膜への転換、②塩業を廃業するものに対し財政資金の助成、③合理化後の塩専売制度の廃止の3項目からなる答申を行った。⁶⁾この答申を受けて「塩業の整備及び近代化の促進に関する臨時措置法」(昭和46年4月16日法律第47号)が公布され、その第3条で、45年12月1日から46年12月31日の間に塩またはかん水製造を廃止した者に対し、塩業整理交付金を交付することが規定された。これに基づいて支出されたのが45、46年度の塩業整理交付金である。塩業近代化に関しては46年4月9日から7回にわたり臨時塩業近代化審議会が開催されてそこで塩業整備後に残る企業の選定がなされ、近代化計画の提出された10件の企業中7企業を存続企業として選定している。⁷⁾

昭和47年度には葉たばこ広域異常災害相互救済制度補助金がたばこ耕作組合

中央会を補助対象として予算補助の形で計上されている。これは罹災耕作者に対したばこ耕作組合中央会が災害見舞金を出す経費の一部を補助するものである。47年度の補助金および交付金中には沖縄復帰特別交付金が含まれているが、この交付金は予算によるものであり、沖縄の本土復帰によって専売法が沖縄に施行され、沖縄のたばこ製造業者、塩再製業者が廃業するのに対し交付されるものである。⁸⁾

また昭和48年度には予算補助として葉たばこ生産性向上対策費補助金(決算ベースで39億9960万円余)、たばこ耕作組合運営合理化推進費補助金(決算ベースで155万円余)が新規に計上されている。

次に専売公社制度をめぐる議論の展開について検討しよう。専売公社の制度に関してはその発足当初から民営論の議論があり、そのために制度をめぐる審議会が設置された。まず昭和24年7月12日の閣議了解によって大蔵大臣の諮問機関として設置されたのが臨時専売制度協議会である。この協議会が設置された背景としては、第1回協議会における蔵相のあいさつ(案)によると、「一般の与論において専売事業特にたばこ事業の民営化または外資導入がかなり活発に論議されており、政府として民営にすべきか官営のままにとどめておくべきかについてはっきりとした方針を早急に立てる必要に迫られてきた」という事情があった。⁹⁾同協議会では24年8月1日から26年2月12日まで11回の審議を行い、たばこ事業はその性格からみて民営とすることが望ましいとの主張が有力だったが、日本の財政経済事情その他諸般の事情を考慮して民営移行は時期尚早である、との答申をした。

次いで、「行政管理庁設置法」(昭和27年7月31日法律第260号)に基づき行政管理庁長官の諮問機関として設置された行政審議会がある。同審議会では独立後の日本にふさわしい行政制度の改革についての審議がなされ、専売公社については、公社の利益を企業利益と税金部分に区別して経理し、税金は毎月政府に納付する制度確立が要望され、またしょう脳専売についてはその存続について検討が必要とされた。

昭和28年11月13日の閣議決定に基づき内閣総理大臣の非公式な諮問機関として設置されたのが臨時公共企業体合理化審議会である。同審議会は「公共企業体の公共的且つ能率的経営を確保するため、なお改善を加える必要があると認

められる」との吉田総理大臣の諮問に依りて設置された。¹⁰⁾ そこでは国鉄、電電、専売の3公社の経営形態、合理化方針等が審議され、公社については官業に戻す主張もあったが、現在の公共企業体という経営形態をとりあえず存続することとした。予算形式についてはより弾力性をもたせること、消費税的部分と企業努力による益金との区分を明確にする必要があることなどが答申された。

公共企業体に関しては、昭和32年6月14日の閣議決定で内閣総理大臣の諮問機関として公共企業体審議会も設置された。この設置の背景は諮問によれば、「専売公社、国鉄、電電公社は戦後設立された新しい企業形態であるが、その設立以来すでに相当の期間の経過をみたので、この際これらのあり方について根本的に再検討のうえその改善要綱を示されたい」¹¹⁾ ということであった。同審議会は公共企業体全般に関して、総理府に公共企業体監理委員会を設置すること、予算決算に関しては国会の議決を要しないものとする、料金等に関しては公正な審議会を設置し、その議決に基づき閣議を経て主務大臣が定めることとする、などを答申し、専売公社に関しては、たばこ事業は民営に適している、数個の企業体に分割し民営に移行することが望ましいとしていた。

次いで昭和34年4月13日の「大蔵省設置法」の改正により大蔵大臣の諮問機関として設置されたのが専売制度調査会である。同調査会はそれまでの臨時専売制度協議会、臨時公共企業体審議会、公共企業体審議会での議論を受け、特に公共企業体審議会でのたばこ事業は民営化に適しているとの答申を受けて専売制度の改善について根本的に審議を行うというものであった。同調査会は34年9月21日から35年3月25日まで17回にわたる審議の結果、(1)たばこ専売事業は、その収入が財政に占める重要度、民営移行の際の困難性等にかんがみ、現行制度およびその運営に所要の改善を加えて、これを存続させることが適当である、(2)塩専売に関しては塩業整備・価格引下げ努力を行いつつ専売存続、(3)しょう脳専売については廃止が望ましいとした。この結論はたばこ事業に関して公共企業体審議会の答申とは相反するものであり、これを契機に民営論は暫時議論されなくなった。またしょう脳専売がこの答申を受け37年4月1日をもって廃止されたのは前述したとおりである。¹²⁾

次いで「臨時行政調査会設置法」(昭和36年11月9日法律第198号)に基づいて

総理大臣の諮問機関として設置されたのが臨時行政調査会である。同調査会は昭和39年9月に答申を出しているがそこでは、専売制度に関し予算・決算を消費税部分と企業利益部分に分けること、主管官庁に監理委員を置き政府の監督統制を最小限に抑えること、塩専売を廃止することなどが盛られていた。

専売公社の制度問題以外では専売納付金制度をたばこ消費税制度に改めるという問題があった。納付金制度の場合はコスト上昇分は納付金の減少となるのに対し、消費税制度の場合は売上げの伸びに応じて安定的な収入が得られる。この問題に関しては臨時行政調査会でも収益の分割という形で提起されていたが、本格的に審議されはじめたのは税制調査会の昭和43年度税制改正に関する答申(昭和42年12月)のなかで、たばこ原価上昇にともなう減収＝専売納付金の減少という事態を改善し、公社経営を合理化するために、納付金制度を消費税制度に切り替えることが適当との考えが示されて以降である。これを受けて専売事業審議会および財政制度審議会等でも専売納付金制度をたばこ消費税制度に改めることについて審議がなされ、両審議会ともに消費税制度を導入すべきであるとの結論に達した(昭和43年10月)。¹³⁾ 専売公社でも独自に制度問題研究会を設置し昭和43年5月から消費税制度の導入につき検討をしており、43年9月に出された制度問題研究会報告書によれば、たばこ事業合理化のためにも消費税制度導入が必要であるとしていた。¹⁴⁾

しかし大蔵省内には必ずしも賛成論ばかりではなく、たばこ製造原価に変動が激しい現状において安定税率を設定するための予定原価を算定するのは困難である、コスト上昇に対処する手段として消費税率の引下げか小売定価の引上げが考えられるが、消費税率が毎年変わるのでは財政収入の安定的確保というメリットがなくなる、などの反対論もみられた。¹⁵⁾

大蔵省内では昭和43年7月29日からたばこ消費税制度委員会が開催されて意見の集約が図られ、8月時点では予定原価の算定、公社内部留保の取扱い、塩事業の損益との区分等の問題点を考慮したうえで消費税制度を積極的に採用する方向でまとまった。¹⁶⁾ その後12月ごろまで細部の検討、法律案作成等の作業が行われたが、自民党税制調査会および自民党専売特別委員会の消極論のため44年度の法案提出は見送られた。¹⁷⁾

昭和44年度に入ると専売公社ではたばこ消費税推進委員会を設置して与野党、

耕作団体、販売団体等に消費税制度について説明を行っているが最終的に合意を得るに至らず、納付金制度がその後も存続したのである。¹⁸⁾ このように公社制度に関しては、公社発足当初から数度にわたって審議がなされてきたが、本編対象期間である昭和48年度までには、民営論は主流となるに至らなかった。

〔注〕

- 1) 公社の占領期における制度的変遷、収支の概観に関しては、大蔵省財政史室編『昭和財政史—終戦から講和まで』第6巻「政府関係機関」(昭和59年、東洋経済新報社)、396-410ページ、および同第9巻「専売」(昭和51年)、315-514ページ。
- 2) 当初法ではこれに加え、公社は市中銀行その他民間銀行から借入金をしてはならない(第37条)とされていたが、「日本専売公社法の一部を改正する法律」(昭和24年12月8日法律第245号)でその条文は削除された。
- 3) 「塩業審議会答申」(昭和34年1月)(大蔵省資料B31.1-06-250)。
- 4) 「しょう脳専売廃止の経緯」(大蔵省資料B31.0-06-292)。
- 5) 「臨時塩業近代化審議会関係綴」(大蔵省資料B31.1-06-577)。
- 6) 「塩業審議会関係綴」(大蔵省資料B31.1-06-581, 579)。
- 7) 「臨時塩業近代化審議会関係綴」(大蔵省資料B31.1-06-577)。
- 8) 「沖縄復帰特別交付金関係資料」(大蔵省資料B31.0-06-558)。
- 9) 「臨時専売制度協議会原議」(大蔵省資料B31.0-06-83)。
- 10) 「臨時公共企業体合理化審議会」(大蔵省資料B31.1-06-6)。
- 11) 「公共企業体審議会(1)」(大蔵省資料B31.1-06-154)。
- 12) 「専売制度調査会原議」(大蔵省資料B31.0-06-254)。
- 13) 「専売納付金制度をたばこ消費税制度に改めることについての建議」(昭和43年10月専売事業審議会)、「専売納付金制度をたばこ消費税制度に改めることについての報告」(昭和43年10月21日財政制度審議会)。
- 14) 「制度問題研究会報告書」。
- 15) 「消費税制度検討資料」(昭和43年6月13日主計局専売電電係)(大蔵省資料B31.0-06-448)。
- 16) 「公社の経営面から見たたばこ消費税制度」(昭和43年8月22日主計局専売電電係)(大蔵省資料B31.0-06-448)。
- 17) 「たばこ消費税問題関係綴り」(省内会議、税率法案関係)(大蔵省資料B31.0-06-459)。
- 18) 「たばこ消費税制度導入について」(大蔵省資料B31.0-06-447)。また大蔵省財政史室編『昭和財政史—昭和27～48年度』第6巻「租税」(平成2年、東洋経済新報社)、456-57ページ参照。

2 日本国有鉄道

公共企業体としての日本国有鉄道(以下、国鉄と略記することもある)は、政府直営事業であった国有鉄道事業、国営自動車事業を承継して昭和24年6月1日発足した。その設立経緯および26年度までの収支についてはすでに、大蔵省財政史室編『昭和財政史—終戦から講和まで』第6巻(「政府関係機関」編)に記述されているので、ここでは27年度以降の会計制度の変遷・収支の動向について述べることにする。

まず昭和27年度における「日本国有鉄道法」(昭和23年12月20日法律第256号)の会計関係条項の特徴をみると、事業年度は4月1日から翌年3月31日で、毎事業年度の決算は翌年度7月31日までに完結しなければならないこと(第37条)、経理の方法としては、財産の増減および異動をその発生の事実に基づいて経理すること(=発生主義の原則、第38条)、予備費を使用してなお事業のために必要な歳出に不足を生じたときは、予算の定めるところに従い、業務量の増加により見積りを越えて増加した分の収入を事業のための経費に使用することができること(第39条の3)、予算の実施は予算に添付して国会に提出した予算実施計画(いわゆる内部予算)に定める区分に従うこと(第39条の9)、歳出予算のうち、当該年度内に契約等の支出の原因となる行為をし、その年度内に支払義務が生じなかったものに対する経費の金額を翌年度に繰り越して使用することができること(第39条の12)、経営上の利益を生じた場合、前年度から繰り越した損失があるときには、その利益を繰越損失の補填に充てなければならない、補填に充ててなお残額があるときは、予算に定める場合を除き、政府の一般会計に納付しなければならないこと(第41条)、政府は国鉄に損失を生じた場合に、特別の必要があると認めるときは、損失の額を限度として交付金を交付することができること(第41条の2)、業務に係る現金は原則として国庫に預託しなければならない、例外的に、政令の定める範囲内において郵便局または市中銀行に預け入れることができること(第42条)、運輸大臣の認可のもとに、政府から長期および短期の借入金、および鉄道債券の発行ができること(第42条の2)、政府は国鉄に対し長期または短期の貸付、鉄道債券の引受けができること(第42条の3)

などが規定されていた。

昭和27年度の収支をみると、歳入が事業収入と資本収入とに2分されているのが特徴であるが、これは資金および資本ストックにかかわる収入と事業にかかわる収入(フロー)との区別をするためである。事業収入中主なものは運輸収入である。政府会計より受入れは営業外収入として事業収入中に加えられているが、その内容は一般会計の鉄道特別鉱害復旧費補助金の一部である。同補助金は「特別鉱害復旧臨時措置法」(昭和25年法律第176号)に基づき、戦時中の石炭乱掘による鉄道の鉱害復旧を補助するものである。借入金30億円は、資金運用部からのものであるが、当初予算では計上されておらず、補正予算による追加借入で、事業費の財源補填のための借入である。¹⁾ 資本収入中の借入金は、建設改良に必要な財源で資金運用部からの借入である。これも当初予算では110億円であったが、補正予算で20億円増加した。また損益勘定資金受入は歳出中の減価償却費および特別補充取替費を受け入れるもので、重複額である。²⁾ また減価償却は帳簿価格を基礎にして行い、その償却額と時価による償却額との差額を補填するのが特別補充取替費である。歳出中の事業費(減価償却費、特別補充取替費を除く)は人件費および物件費である。建設改良費は、鉄道建設費、線路改良費、電化設備費、発電設備費等である。出資金は帝都高速度交通営団(以下、営団と略記)に対する出資金である。借入金償還は政府からの借入に対するものであるが、27年度に計上されているのは、国鉄が特別会計であった時代の引継ぎ債務の償還である。昭和24年5月31日において国有鉄道事業特別会計の負債であった鉄道公債395億2115万円余および借入金186億680万円余は、同年6月1日に一般会計に帰属し、それに相当する金額が国鉄の一般会計に対する債務となっていたのであった。27年度はそのうち1億3505万円余が償還された。この旧債務の償還はその後断続的に続き、29年度以降は他の借入金とともに資本勘定の借入金等償還に計上されている。また鉄道債券は27年度には発行されなかった。³⁾

昭和28年度には会計制度の大きな変化がみられた。「日本国有鉄道法の一部を改正する法律」(昭和28年8月1日法律第148号)による改正がそれであるが、そこでは以下のような改正がなされた。①決算完結日が7月31日から6月1日になる(第37条第2項)。②予算の弾力性がさらに大きくなる(「日本国有鉄道の子

算には、その事業を企業的に経営することができるように、需要の増加、経済事情の変動その他予測できない事態に応ずることができる弾力性を与える」(第39条)。③収入支出予算の形式にも変化がみられ、資本勘定、損益勘定、工事勘定の別に区分をすることが規定(第39条の5)。④工事等の場合、その完成に数年必要なときには、経費の総額および年割額を定めて、国会で議決を経れば、数年にわたって支出が可能(継続費)(第39条の7)。⑤利益および損失の処理に関しては、国庫納付規定が削除、利益が生じたときは積み立てなければならない、前年度からの繰越損失があるときはその利益を損失補填に充てなければならないこと、などが規定(第41条)。⑥民間からの長期・短期の借入金が可能化(第42条の2)。⁴⁾

また「鉄道債券及び電信電話債券等に係る債務の保証に関する法律」(昭和28年8月1日法律第129号)により国鉄債券に対する国の債務保証が可能となり、同月25日に政府保証第1回鉄道債券が発行された。発行額は10億円で日本興業銀行を受託銀行とし、都市銀行、地方銀行、信託銀行、相互銀行、信用金庫、保険会社その他が引き受けた。28年度には計80億5000万円の資金(発行回数6回)が鉄道債券によって調達された。

昭和29年度からは前述した法改正により収入支出計上の方式が大幅に変更された。収入支出は、①事業の損益を表す損益勘定、②資金の出入りと資産状態を表す資本勘定、③実際の工事に関する支出を明確にする工事勘定、の3つに区分された。損益勘定収入中主なものはいうまでもなく運輸収入である。営業外収入としての政府会計より受入れは前述した鉄道特別鉱害復旧費補助金の受入れであり、雑収入は病院収入等である。支出の事業諸費は人件費、物件費で、利子および債務取扱諸費は借入金の利子および鉄道債券発行に必要な経費である。資本勘定への繰入れは固定資産の減価償却費と特別補充取替費の引当金および借入金等償還資金であり、それが資本勘定の収入として重複計上されている(ただし29年度は減価償却費+特別補充取替費)。資本勘定の借入金は建設工事資金に充てるためのもので、資金運用部特別会計、簡易保険資金等からの借入である。鉄道債券は債券発行による資金調達であるが、28年度から開始された政府保証公募債券の発行に加え29年度からは、国鉄工事の施行から直接間接に便益を受ける事業会社・地方公共団体等が引き受ける特別鉄道債券(「利用債」

という)の発行が始まった。その第1回は29年11月25日で、発行額は1億2300万円であり、国鉄にとっての資金調達手段が拡大した。資産充当は不用施設等売却収入のことである。資本勘定は支出のほとんどを建設、改良等の資金として工事勘定へ繰り入れる。借入金等償還は借入金および鉄道債券の償還金であり、出資は29年度の場合、帝都高速度交通営団に対する出資である。工事勘定の建設費は鉄道新線建設工事に必要な経費で、諸設備費は発送電設備等の取替改良等の経費であり、総係費は人件費、物件費である。

昭和31年度以降、損益勘定中の政府会計より受入れのなかに新たに、一般会計運輸省所管戦傷病者等無賃乗車船負担金、および一般会計運輸省所管鉄道臨時鉱害復旧事業費補助金加わる。負担金は「戦傷病者等の日本国有鉄道無賃乗車等に関する法律」(昭和30年8月10日法律第158号)第2条に基づき、国鉄の鉄道および連絡船に乗車船する戦傷病者の運賃について国が負担する経費(この額が国鉄へ繰入れ)と、その事務を地方公共団体に行わせるための経費である。補助金は「臨時石炭鉱害復旧措置法」(昭和27年法律第295号)第94条に基づき、石炭採掘等による鉄道の鉱害復旧を促進するため、国鉄の北九州地区における鉱害復旧の経費を補助するものである。負担金の額は31年度決算ベースで3613.7万円であり、補助金の額は同184万円余であった。これらはこの年度に政府会計より受入れが前年度に比べ増加する要因となった。

昭和32年度には損益勘定中の政府会計からの受入れが減少しているが、これは「特別鉱害復旧臨時措置法」(昭和25年法律第176号)の期限満了(32年5月11日)にともない鉄道特別鉱害復旧費補助金の受入れが減少し、前年度繰越額の1807万円余のみ(決算ベース)となったからである。反面、前述した鉄道臨時鉱害復旧事業費補助金として3000万円余、日本国有鉄道乗車船負担金として2852万円余(両者とも決算ベース)の受入れがあった。

昭和33年度から新たに縁故募集(国鉄共済組合等引受)による特別鉄道債券(「縁故債」という)の発行が開始される。第1回は33年10月25日、発行額は13億円であった。

昭和34年度には工事勘定支出で東海道幹線増設費が計上されているが、これは東海道幹線増設工事に必要な経費を別計上したものである。また同年4月の日本国有鉄道法の一部改正(昭和34年4月6日法律第107号)により、国鉄は運輸

大臣の認可を受け、予算で定めるところにより、国鉄や他の運送業者がともに使用する輸送施設の運営を行う事業に投資できることになったため、35年度には営団への出資とともに、広島バスターミナルにも出資するなど、出資の対象は以後徐々に拡大していった。⁵⁾

昭和35年度後半には、都市銀行等の金融機関の負担を軽減するため政府保証債券の振替分として政府(資金運用部資金、簡易保険資金)がその全額を引き受ける「政府引受債」の発行が始まった。35年度中では資金運用部資金が20億円、簡易保険資金が100億円を引き受け、合計120億円の発行があった。

昭和36年度には「日本国有鉄道新線建設補助特別措置法」(昭和36年法律第117号)第1条により、新線建設に要した資金の利子の範囲内で政府は国鉄に補助をすることができる、とされたため、一般会計の日本国有鉄道新線建設費補助金を受け入れることになった。36年度は決算ベースで309万円で、政府会計より受入れに合算されており、この項目の対前年比の増加の要因になっている。また同年度に国際復興開発銀行(世銀)から85億3481万円余の借款を行っている。この借款の目的は新幹線建設費の一部(東海道幹線建設費の20%)に充当することであった。収支上では同年の資金運用部からの借入とともに資本勘定の借入金に計上されている。⁶⁾ 37年度に借入金が顕著な増加をみせるのは36年度契約の世銀借款の受入れが多かったためである。

昭和38年度には資本勘定の出資項目の増加が顕著であるが、これは営団のほかに、日本交通公社、塩浜地区臨海鉄道、梅田駅倉庫、博多バスターミナルに出資しているからである。なお一般会計の負担金である戦傷病者等無賃乗車船負担金は、「戦傷病者特別援護法」(昭和38年8月3日法律第168号)公布にともない、同法第23条3項が根拠法となった(同法附則で「戦傷病者等の日本国有鉄道無賃乗車等に関する法律」は廃止された)。

昭和39年度以降、工事勘定の建設費が計上されていないのは、昭和39年2月29日法律第3号により日本鉄道建設公団が設置(昭和39年3月23日)され、それにとともに新線建設は基本的に同公団が行うことになり、従来の建設費が同公団に対する出資に振り替えられたことによる。ただし、電気関係工事および新幹線増設等は国鉄が行うことになっており、工事勘定中に別計上されている。

昭和40年度から非公募で政府保証がなく、引受先の予定もない債券(特別債

券という)の発行が開始される。これは国鉄財政の悪化とともに、それを補填するだけの余裕が国の財政にもなくなったことを示すものである。同債券は個別に引受けを要請しつつ発行されるもので、その後発行高が増大した。

昭和41年度に政府会計からの受入れが極端に減少しているのは、36年度以降受け入れられてきた日本国有鉄道新線建設補助金が40年度で期限切れとなり受入れがなくなったためである。42年度にも、政府会計より受入れが減少しているのは、鉄道一般鉱害復旧事業費補助金(前述した鉄道臨時鉱害復旧事業費補助金の名称が変更されたもの)が含まれていないことによる。鉱害復旧事業費補助金は42年の石炭対策特別会計の発足にともない、鉱害基金から受け入れることになり、その受入れが雑収入に組み込まれたからである。

昭和43年度になると政府会計より受入れが急増し国鉄財政は一挙に政府依存に傾斜する。国鉄はこの年度に一般会計から日本国有鉄道財政再建助成金として54億円弱を受け入れているが、同助成金は鉄道建設工事資金に係る支払利息の一部を工事終了の翌年度から7年間に限り一般会計から補助するというものであった。なお43年度の助成金はいわゆる「予算補助」で法律に基づくものではなかったが、44年度には「日本国有鉄道財政再建促進特別措置法」(昭和44年法律第24号)公布にともない財政再建のための補助体制が整備された。同法では国鉄に対し政府が長期資金の貸付、利子補給、補助金ができることを規定しており(同法第5～7条)、44年度収支における政府会計より受入れは国鉄財政再建補助金と国鉄財政再建債利子補給金である。財政再建補助金は43年度から開始した助成金を引き継ぐもので、43年度時点では補助の対象を第3次長期計画の工事(40～46年度)としていたが、法律公布によって50年度までの工事を対象とするものとなった(同法第7条に基づく)。財政再建債利子補給金とは、同法第6条に基づき、国鉄の抱えていた資金運用部、簡易生命保険、郵便年金資金および国債整理基金特別会計に対する債務(43年度末残高約6342億円)に係る利子について財政再建期間中(44～53年)、事実上その支払を猶予するため、資金運用部から財政再建債として据え置き10年後20年償還・利率年6分5厘の優遇貸付を行い、その利子相当額を一般会計から補給するというものであった。44年度には補助金+利子補給金で83億3530万円余が一般会計から受け入れられた(決算ベース)。また戦傷病者等無賃乗車船負担金は一般会計から受け入れて

いる負担金ではあるが、44年度以降運輸収入中の旅客収入に計上されるようになったため、政府会計より受入れには含まれていない。

昭和46年度には損益勘定に新たに資本勘定より受入れという項が加わる。損益勘定と資本勘定の関係は、それまでは損益勘定の利益を資本勘定に繰り入れてきたのであるが、46年度においては損益勘定の収支自体が支出超過に陥る状況であったため、このような項ができたのである。この内容は、①「日本国有鉄道財政再建促進特別措置法」に基づく財政再建債の借入343億円、②資産充当60億円(予算ベース)であった。同様に新規の項として鉄道建設事業出資金一般会計より受入れが計上されているが、これは東北新幹線建設費35億円に対して15億円、幹線複線電化工事費275億円に対し20億円、計35億円の一般会計出資を受け入れるものである。国鉄の資本金は昭和24年公社化した際に旧鉄道特別会計から引き継いだ資本49億1700万円と、「米国対日援助見返資金特別会計からする電気通信事業特別会計及び国有林野事業特別会計に対する繰入金並びに日本国有鉄道に対する交付金に関する法律」(昭和25年法律第166号)第2条に基づき、見返資金から交付を受けた40億円が政府の出資に振り替えられたもの、合計89億1700万円で推移してきたが、この年に20年ぶりに追加出資された。⁷⁾ また一般会計から日本国有鉄道合理化促進特別交付金(予算補助)が雑収入中に加えられたが、これは営業線の廃止・譲渡、駅の統廃合に際して国鉄、地方公共団体に交付されるものである。46年度は決算ベースで11億2880万円の交付があった。

昭和47度予算では一般会計から日本国有鉄道地方閑散線運営費補助金(予算補助)が政府会計より受入れの項に加えられ、75億円が計上されていた。これは地方閑散線を47度以降5年以内に計画的に撤去することとし、同期間内において地元が存続を希望する路線については、地方公共団体がその赤字額のおおむね3分の1を補助するものとし、国は地方公共団体の支出に応じ、その金額の1.5倍を補助することとしたものであったが、実際には地方閑散線の廃止は行われず、この補助金もまったく交付されなかった。

そのほかでは鉄道建設事業出資金一般会計より受入れの増加が顕著であるが、これは東北新幹線建設費500億円に対し100億円、および在来線工事費に対し516億円、合計616億円の出資を受け入れたためである。借入金および鉄道債券

による資金調達の増加も顕著であり、外部資金依存・政府依存がさらに進んでいることがわかる。

〔注〕

- 1) 『予算書』（昭和27年度補正予算）。以下この項では財政調査会編『国の予算』、『予算書』、『決算書』を適宜参照した。
- 2) ただしこの場合の損益勘定は内部予算上の勘定であるから外部予算としての歳入歳出には現れない。
- 3) 『予算書』、『国の予算』、『国債統計年報』（各昭和27年度）。
- 4) 『国の予算』（昭和28年度）。
- 5) 『国債統計年報』各年度版。
- 6) 『国の予算』（昭和36年度），772ページ。
- 7) 『国の予算』（昭和46年度），514ページ，および大蔵省財政史室編『昭和財政史—終戦から講和まで』第6巻「政府関係機関」（昭和59年，東洋経済新報社），387ページ。

3 日本電信電話公社

日本電信電話公社（以下，単に公社と略記することもある）は，「日本電信電話公社法」（昭和27年7月31日法律第250号）の施行によって，それまでの電気通信省・電気通信事業特別会計を継承して発足した。¹⁾

まず同法により発足時の条文を会計関係条項中心にみると，公社の資本金は電気通信事業特別会計の資産の価額から負債の金額を控除した残額に相当する金額で政府が全額を出資し，また政府は必要があると認めるときは，予算で定める金額の範囲内で，公社に追加して出資できる（第5条）とされた。そして「日本電信電話公社法施行法」（昭和27年法律第251号）において，資産・負債の引継ぎに関して以下のようなさらに細かい規定がなされた。①公社法の施行時において電気通信事業特別会計が負担していた公債（395億1858.9万円）および借入金（101億9696万円）は昭和27年8月1日に一般会計に帰属し，それに相当する金額が公社の一般会計に対する債務となる（施行法第8条による）。²⁾ ②公社法施行時に，電気通信事業特別会計の負債である一般会計からの繰入金34億367万円³⁾ は一般会計に帰属し，そのうち4億477.9万円を控除した29億9889.1万円が，公社の一般会計に対する債務となる（施行法第9条による）。③ ①，②以外の負債と電気通信事業特別会計の資産は，公社法施行時に公社に引き継がれ

る（施行法第7条による）。

経理原則としては財産の増減および異動をその発生の実実に基づいて経理する（＝発生主義の原則）とされ（公社法第39条），予算の弾力性に関しては，その事業を企業的に経営することができるように，需要の急激な増加，経済事情の変動等の予測不可能な事態にも対応できる弾力性が与えられた（第40条）。収入支出予算は勘定別に区分され，従来の内部予算・外部予算の区分が廃止されて内部予算一本に改められた（第44条）。利益および損失の処理に関しては，経営上利益を生じた場合には前年度から繰り越した損失の補填に充て，残余があるときはそれを積立金として整理するとされて，いわゆる国庫納付金の制度はなかった（第61条）。資金調達に関しては長期借入金，一時借入金，電信電話債券の発行が可能とされ，借入先は政府に限定されていない（第62条）。政府は「法人に対する政府の財政援助に関する法律」（昭和21年法律第24号）第3条の規定⁴⁾にかかわらず，国会の議決を経た金額の範囲内で，長期借入金および電信電話債券のうち外貨で支払われるものについて，保証契約をすることができ（第62条第9項），また政府は公社に対し長期あるいは一時の貸付，電信電話債券の引受けができるとされた（第64条）。現金の取扱いに関しては，業務にかかわる現金は国庫に預託しなければならないこと，ただし業務上必要があるときは郵便局または銀行その他大蔵大臣が指定する金融機関に預け入れることができること（第67条）が規定された。

昭和27年度の収支では内部勘定が現れていないが，これは公社が年度途中で発足し，27年度に関しては従来どおりの予算決算の形式によるとされた（施行法第12条）ためである。業務収入では電話収入が大宗をなし，受託工事収入とは電話加入者の所有に係る構内交換電話施設の増設，移転，取替え，改造工事等の施行を公社に委託した場合の収入（在日米軍の電話保守も含む）である。借入金は電信電話施設等の建設改良のために資金運用部からのものである。電信電話債券による資金調達は27年度においては，「電話設備費負担臨時措置法の一部を改正する法律」（昭和27年法律第349号）第1条第1項の規定に基づいて電話の加入者等の受益者が引き受けるもの（受益者引受債）のみであり，政府保証の付いた公募債の発行は28年度からである。設備負担金は「電話設備費負担臨時措置法」（昭和26年法律第225号）⁵⁾ 第1条により電話加入の際に加入者の負担す

る3万円以内の電話設備負担金と、区域外加入者の支払う電話線設備料および構内交換電話の装置料等(設備負担金)からなる。このうち電話設備負担金は、5年以内に電話加入契約が失効し、または加入者がその使用を廃止もしくは公社がその使用を禁止したときは、公社は受け入れた負担金を還付する義務を負っていたため、それが電話設備負担金還付金として支出中に計上されている。支出中主なものは事業費と建設改良工事費である。

昭和28年度には「鉄道債券及び電信電話債券等に係る債務の保証に関する法律」(昭和28年8月1日法律第129号)公布にともない、前述した公社法第62条第9項が削除され、外貨建ての長期債務・電信電話債券に関して政府が保証できることは、この法律の規定によることになった。28年度の収支をみると、前述の公社法第44条に従って4つの勘定に区分されている。損益勘定は事業経営の内容を表すもので、収入中では電話収入が大宗をなす。受託業務収入は前述のごとく電話加入者の所有に係る構内交換電話施設の増設、移転、取替え、改造工事等の施行が公社に委託された場合の収入である。支出のうち利子および債務取扱諸費は公社設立時に特別会計から引き継いだ債務および設立後の債務に対するコストで、減価償却費は資本勘定に総額繰り入れられる。資本勘定への繰入れは債券および借入金償還と建設財源に振り向けられる。

資本勘定は資本取引を表している。収入中借入資本の増加分として借入金、電信電話債券、電話設備負担金があるが、昭和28年度から32年度まで借入金は計上されておらず、借入資本のなかでは債券発行による調達が大宗を占める。28年度からは政府保証の付いた公募債の発行が始まり、電信電話債券は前述の受益者引受債と合わせて2種類となった。電話設備負担金は前述の「電話設備費負担臨時措置法」(昭和26年法律第225号)により電話加入の際に加入者が負担するもので、還付義務をとまなうため還付金が支出に計上されている。設備負担金は前述のごとくであるが、これは公社の資産の増加になるため資本剰余金として受け入れられている。減価償却引当金は損益勘定の減価償却費を繰り入れたものであり、これと損益勘定からの受入れは自己資本増加分である。資本勘定支出の大半を占めるのは建設勘定への繰入れで、債券および借入金償還は、電信電話債券と資金運用部資金等からの借入に対する償還金である。また28年度には「有線電気通信法及び公衆電気通信法施行法」(昭和28年7月31日法律第

98号)第32条第1項により、構内交換電話の加入者または専用者に交付するものとしての交付公債の発行8億7607万円(利率6割5分、償還期限10年)が計上された。この交付公債の利払いは損益勘定の利子および債券取扱費に含まれる。

建設勘定は電信電話施設の拡張に関する収支を表し、その収入のほとんど(昭和29年度以降は全額)を資本勘定から受け入れている。昭和28年度における政府会計より受入れ18億6538万円余は、通信事業特別会計の出資から電気通信事業特別会計の出資を経て公社が引き継いだ国際電信電話株式会社⁶⁾の株式を政府を通じて売却した際の代金を受け入れたものである。国際電信電話株式会社法では附則で、公社は国際電信電話株式会社の設立の際、現物出資できること(第3項)、公社は現物出資に対して割り当てられた株式を政府に譲渡しなければならないこと(第20項)、政府は譲渡された株式の対価を、当該株式の処分に応じて公社に支払うことができること(第22項)が規定されていた。ただし28年度中には株式のすべてを売却することはできず、30年度に再度売却している。⁷⁾

資産充当は郵政事業特別会計に対する未収金の支払を受け、これを建設資金に充当したものである。建設勘定支出は経常費(人件費を含む)、電信電話施設費、局舎建設費、諸施設費に分かれている。

貯蔵品割掛勘定および工作勘定は中間勘定である。貯蔵品割掛勘定および工作勘定における支出はそれぞれにかかわる人件費が主であり、収入はその人件費に見合う額が各勘定から回収されるという形式をとっている。後述するように両勘定は昭和30年度限りで廃止され、人件費は損益勘定、建設勘定にそれぞれ属することになった。⁸⁾

昭和29、30年度の収入支出の構造には変化がない。30年度決算の資本勘定収入中の資産充当8億9791万円余は30年度補正予算で成立した一般会計からの交付金である。この交付金は国際電信電話株式会社の株式売却代金であり、28年度に売却できなかった分で、「日本電信電話公社法の一部を改正する法律」(昭和31年3月31日法律第45号)により、公社は国際電信電話株式会社の株式を保有することはできるが発行済株式の5分の1を越えてはならないとされたため、5分の1に当たる132万株を残し、148万4740株の処分を31年1月に行い、その処分代金8億9791万円余が公社に交付されたのである。以後、資本勘定に計上

されている資産充当は資産売却収入等であり、資本勘定支出の各項目に対応する財源となっている。

昭和31年度には日本専売公社、日本国有鉄道との予算形式の統一を図るため電信電話公社でも貯蔵品割掛勘定、工作勘定を廃止し、損益、資本、建設の3勘定とするなどの改正がなされた。しかし、損益勘定で得られた利益および減価償却費を資本勘定へ繰り入れ、資本勘定では債券発行等で資金を調達し、それらの資金で建設勘定の支出が賄われるという構造には変化がない。

昭和33年度には借入金35億円が計上されているが、これは建設改良資金に充てるためのもので、資金運用部資金から20億円、簡易保険および郵便年金資金から15億円が借り入れられた。34年度にも同様の理由で資金運用部から10億円、簡易保険および郵便年金資金から15億円が借り入れられたが、以後本編対象期間内には借入金は計上されていない。34年度からは電話の加入者が引き受ける加入者割引債券(額面100円につき50円で発行する)が発行されるようになった。

昭和35年度から電信電話債券に政府引受け(簡易生命保険および郵便年金資金と資金運用部資金による引受け)が開始され、36年度にはさらに政府保証の米貨電信電話債券が発行されるようになり、公社の資金調達手段がより拡大した。米貨建て電信電話債券はその後40年4月15日分まで4回にわたり計8100万ドル(291億6000万円)が発行された。35年度から予算ベースで電話設備負担金が計上されていないのは、この年に前述の「電信電話設備費負担臨時措置法」のほかに新たに「電信電話設備の拡充のための暫定措置に関する法律」(昭和35年4月28日法律第64号)が制定され、⁹⁾ この法律による収入額が「設備料」として計上されるようになったためである。従来の電話設備負担金に代わり設備料が設けられたのは電話加入者の実質負担の軽減を図ったものである。¹⁰⁾ 37年度損益勘定支出中の債券発行差損償却費は、34年度から発行を始めた加入者割引債券(前述)の発行残高増大により発行差損額が増加するため、従来「資本勘定へ繰入」のなかに計上されていた同償却費を別計上したものである。本経費は総額を資本勘定へ繰り入れている。

昭和38年度には資本勘定支出項目に新たに「需給調整資金への繰入」と「出資」の2項目が計上されているが、需給調整資金は「電信電話債券に係る需給調整資金の設置に関する臨時措置法」(昭和38年3月30日法律第57号)により設け

られ、電信電話債券の価格安定、流通円滑化に資するように運用するためのものである。出資は、公衆電気通信関連事業に対して公社が投資できるように法改正をしたうえで、国際電信電話株式会社への出資3億3000万円(これは従来の法律で出資可能)と日本船舶通信株式会社への出資7000万円を予定していたが、¹¹⁾ 法案の提出が遅れたため、38年度は国際電信電話株式会社への出資のみが行われた。日本船舶通信株式会社への出資分は翌年度へ繰り越され、「日本電信電話公社法の一部を改正する法律」(昭和39年6月18日法律第108号)により公社が関連事業に投資できるようになったため、39年度支出に計上された。また38年度からは日本電信電話公社共済組合等の引き受ける電信電話債券(縁故者引受債)の発行が開始された。

昭和40年度以降、損益勘定収入中の「受託業務収入」が雑収入中に組み込まれ、代わって「専用収入」が計上されているが、専用収入とは専用契約に基づく電信電話収入のことである。

なお「電信電話設備の拡充のための暫定措置に関する法律等の一部を改正する法律」(昭和47年5月29日法律第43号)で、電信電話設備の拡充のための暫定措置に関する法律の有効期限が昭和48年3月31日から58年3月31日に延長されている。

〔注〕

- 1) 電気通信事業特別会計に関しては、本巻「特別会計」編を参照。
- 2) 『国債統計年報』各年度版。
- 3) この繰入金は「大蔵省預金部特別会計、国有鉄道事業特別会計、通信事業特別会計並びに簡易生命保険及郵便年金特別会計の保険勘定及び年金勘定の昭和22年度における歳入不足補填のための一般会計からする繰入金に関する法律」(昭和22年12月12日法律第170号)によって通信事業特別会計に繰り入れられた39億5.6万円のうち通信事業特別会計廃止によって電気通信事業特別会計が引き継いだ20億4987万円と、「政府職員の俸給等の支給に関する措置等に伴う大蔵省預金部外三特別会計に対する一般会計の繰入金に関する法律」(昭和23年3月20日法律第13号)および「大蔵省預金部特別会計外三特別会計の昭和23年度における歳入不足補填のための一般会計からする繰入金に関する法律」(昭和23年4月1日法律第18号)によって通信事業特別会計に繰り入れられた78億5837.8万円のうち通信事業特別会計廃止によって電気通信事業特別会計が引き継いだ13億5380万円の総和である。
- 4) 「法人に対する政府の財政援助に関する法律」の第3条は「政府又は地方公共団体は、会社その他の法人の債務については、保証契約をすることができない。但し大蔵大臣

の指定する会社その他の法人の債務については、この限りでない」というものである。

- 5) 同法は内容上、昭和31年3月31日までの実効性しかもたなかったが、「電話設備費負担臨時措置法の一部を改正する法律」(昭和31年3月29日法律第36号)により36年3月31日までの実効性をもつものになった。
- 6) 「国際電信電話株式会社法」(昭和27年8月7日法律第301号)により、昭和28年3月に設立。前身は大正13年法律第30号により設立された国際電気通信株式会社である。
- 7) 国際電信電話株式会社株の売却の詳細については本巻「国有財産」編を参照。
- 8) 以上の記述は財政調査会編『国の予算』、『予算書』、『決算書』等による。
- 9) 同法施行により「電信電話設備費負担臨時措置法」は実効性がなくなった。
- 10) 財政調査会編『国の予算』(昭和35年度)、734ページ。
- 11) 『国の予算』(昭和38年度)。

第2章 政府金融機関等

第1節 政府金融機関等の概観

本節では、国民金融公庫、住宅金融公庫等の10公庫、日本輸出入銀行、日本開発銀行の2銀行および商船管理委員会、閉鎖機関整理委員会という占領期の特殊事情に基づくその他の政府関係機関を取りあげる。これらの機関を取りあげるのは、これらが100%政府出資の法人で、¹⁾かつその法律により予算決算を国会に提出する義務があるからである。これらの機関の予算決算提出義務は、10公庫については「公庫の予算及び決算に関する法律」(昭和26年3月31日法律第99号)により、2銀行についてはそれぞれの個別法により、その他政府関係機関については「公団等の予算及び決算の暫定措置に関する法律」(昭和24年4月19日法律第27号)により規定されている。予算決算の提出義務は経済安定9原則に基づき、一般会計、特別会計のみならず、中央政府に関係する機関の総合的な収支の均衡を目ざしたドッジの政策を契機にするものである。

公庫の予算・決算の通則法としては「公庫の予算及び決算に関する法律」(昭和26年3月31日法律第99号)があるが、この原形となったのは占領期に制定された「公団等の予算及び決算の暫定措置に関する法律」(昭和24年4月19日法律第27号)である。同法は経済安定9原則に基づき「総合予算の真の均衡」を図るいわゆるドッジ予算が編成された昭和24年度に、総合予算の一部として、法令による公団、復興金融金庫、庶民金庫、船舶運営会、持株会社整理委員会、閉鎖機関整理委員会、証券処理調整協議会(以下、公団等という)の全収入支出を予算に計上することになり、その予算決算の作成の基準、手続きを確立するために制定された。同法案の提案趣旨説明によれば同法は、詳細な基準および手続きの確立までの暫定措置として24年度から国の予算、決算の例にならって

公団等の予算決算手続きを定めるものとしていた。²⁾「公団等の予算及び決算の暫定措置に関する法律」(以下、「公団法」と略記)では、公団等は予算を作成し、事業計画、資金計画、前々年度の損益計算書、貸借対照表または財産目録を添えて提出し、国会の議決を経なければならないこと(第3条)、決算でも毎事業年度の決算報告書を当該年度の損益計算書、貸借対照表、財産目録等を添えて国会に提出しなければならないこと(第6, 8条)が規定されていた。予算の執行については、国会において議決された目的のほか予算の移用、流用はできないが、予算執行上の必要に基づき、あらかじめ予算で国会の議決を経た場合には移用、流用が可能であること(第10条)が規定されているだけであった。「公団法」は全文11条からなる簡便なもので、その後住宅金融公庫設立にともない同公庫にも適用された。

「公庫の予算及び決算に関する法律」の提案趣旨説明によると、同法は国民金融公庫、住宅金融公庫の業務の特殊性を考慮して、「公団法」とは別に法律を制定するとしている。³⁾もともと「公団法」が暫定法であったことと、公団と公庫の業務に相違があることがこの法律の制定の意図であろう。まず制定当初の同法の概要をみておくと、国民金融公庫および住宅金融公庫(以下、公庫という)の予算の作成、執行、決算の作成に関してはこの法律によること(第1条)、公庫は予算を作成し、当年度の事業計画、資金計画、前々年度の損益計算書、貸借対照表、財産目録、前年度および当年度の予定損益計算書、予定貸借対照表等を添付して国会に提出しなければならないこと(第3, 4条)の規定があるが、財務諸表の提出は国の予算と異なる企業的な特徴といえる。公庫の収入は貸付金利子その他資産の運用に係る収入および付属雑収入とし、支出は国民金融公庫では借入金利子、恩給債券の利子、事務委託費、業務委託費、固定資産の取得費、付属諸費、住宅金融公庫では借入金利子、事務委託費、業務委託費、固定資産取得費、付属諸費とすること(第3条第2・3項)、という収入支出の細目規定も独特のものといえよう。そのほか追加予算および予算の修正(その後、補正予算と改正)、暫定予算に関する規定がなされ(第10, 11, 12条)、移用、流用に関しては国の予算と同様、一定の制限のもとにかぎり可能であること(第14条第2～6項)が規定された。決算では決算報告書を作成し、損益計算書、貸借対照表、財産目録を添付して国会に提出しなければならないことが規定さ

れた(第17, 18, 19条)。予算の繰越しについては当初は繰越計算書の大蔵大臣への提出とその承認が必要であることが規定されていた(第22, 23条)。

その後、同法は公庫の予算決算の基準法として新たな公庫の設立とともに各公庫に適用されていたが、同法自体の改正としては昭和27年法律第63号による改正、昭和39年法律第81号による改正が主要なものである。27年の法律改正では予算総則に掲げなければならない内容についての規定が新たに第5条に盛り込まれたことが主要な改正点である。39年には第15条(支出負担行為計画、支払計画)、第22, 23条(予算の繰越し)が削除され、より機動的な支出が可能となるように法律改正がなされている。

昭和24年6月に国民金融公庫が設立されて以来、それぞれの政策目的に沿って10公庫が設立されたが、その後60年1月に医療金融公庫は社会福祉事業振興会と統合され、社会福祉・医療事業団となった。これらの公庫の制度・収支は政策目的および業務内容によって多様であるが、共通していえるのは、40年代以降政府出資の減少により、一般会計からの利子補給という形で収支を償うようになったことである。

〔注〕

- 1) 商船管理委員会、閉鎖機関整理委員会は資本金がなく、したがって政府出資もないが、法律で予算決算提出義務がある政府関係機関である。
- 2) 『第5回国会参議院大蔵委員会議録』第9号、2ページ。
- 3) 『第10回国会衆議院大蔵委員会議録』第35号、3ページ。

第2節 公庫の制度と収支

1 国民金融公庫

国民金融公庫は「国民金融公庫法」(昭和24年5月2日法律第49号)に基づき設置された(以下、国民公庫と略記することもある)。その設立経緯および昭和26年度までの収支についてはすでに、大蔵省財政史室編『昭和財政史—終戦から講和まで』のなかに叙述されているので、本編では27～48年度までの公庫の制度的変遷、収支の動向を明らかにする。¹⁾

まず設立当初の法律をみておくと、国民公庫は「庶民金庫及び恩給金庫の業務を承継し、銀行その他一般の金融機関から資金の融通を受けることを困難とする国民大衆に対して、必要な事業資金の供給を行うこと」が目的(第1条)とされていた。資本金は13億円で政府がその全額を出資し、国会の議決を経てこれを増加できる(第5条)とされていた。公庫の運営に関する重要な事項について意見を述べるための諮問機関として、大蔵省に国民金融審議会(以下、審議会と略記することもある)が置かれた(第10条)のが他の公庫にない国民公庫の特徴であった。公庫の業務は、大蔵大臣が審議会の議を経て定める計画および指示に従って、生業資金の小口貸付を行うこととされたが(第18条第1項)、生業資金の小口貸付とは、独立して事業を遂行する意思を有して適切な事業計画もっているが、一般の金融機関から資金の融通を受けることを困難とするものに対して小口の事業資金を供給することで、生活困窮者に対する救済資金ではないとされた(第18条第2項)。

会計関係条項については、設立当初は全体的に法律が未整備で、公団等の予算および決算の暫定措置に関する法律によるとされてはいたが(第21条)、利益金の処分に関しては国庫納付が規定されているだけで、納付の期限・納付先会計の特定等がなされておらず(第22条)、借入金の規定はまったくなかった。また余裕金についても公債・復興金融債券の保有か大蔵省預金部への預入れ運用とすることが規定されていた(第23条)。これら会計条項の整備は該

当期間外のことであるが、概観しておく、まず昭和24年12月8日法律第247号で「国民金融公庫法」の一部が改正され、第22条の2として「大蔵大臣の認可を受けて、政府から公庫の予算に定められた金額の借入金を行うことができる」こと、「市中銀行その他民間から借入金をしてはならない」ことが規定され、第23条の改正として余裕金の運用に関して、預金部以外に銀行・郵便貯金にも預託できることなどが規定された。しかし当時財政資金はGHQの厳しい管理下にあり、緊縮財政の方針であったため普通貸付資金としての借入金は実際には認められず、26年度補正予算においてはじめて借入が実現した。設立当初は出資中心の資金調達であったのである。²⁾

次いで「公庫の予算及び決算に関する法律」(昭和26年3月31日法律第99号)が制定されたことにより、国民公庫もその法律に従うとされた。これにより第22条に、毎事業年度の損益計算上利益金を生じたときに翌事業年度の5月31日までに国庫に納付しなければならないこと、国庫納付金はその前年度の一般会計の歳入とすることなどが規定され、国庫納付金規定が明確にされた。

昭和28年8月1日法律第136号により、補正予算に計上しなくても予算総則に規定された限度内で借入金の増額が可能になった。そのほかこの公庫の役職員が公庫法第17条により国家公務員とされていたのもこの公庫の特徴であったが、昭和27年5月28日法律第153号によって第17条が改正され国家公務員法の適用除外が規定された。

国民公庫の収支をみると、収入支出に計上されている特別勘定は、公庫法第45条の規定に基づき旧庶民金庫および旧恩給金庫から承継した債権債務を別途計上したものである。昭和41年度以降、一般会計からの受入れが開始される(予算補助)が、これは利子補給金である。その額は貸付残高に比して小さく、46、48年度には受け入れていない。利子補給金不要の理由は公庫の収支が均衡したためである。

(注)

- 1) 大蔵省財政史室編『昭和財政史—終戦から講和まで』第12巻「金融(1)」(昭和51年、東洋経済新報社)、782-819ページ、同第6巻「政府関係機関」(昭和59年)、416-21ページ。
- 2) 『国民金融公庫二十年史』(昭和45年)、87ページ。

2 住宅金融公庫

住宅金融公庫は「住宅金融公庫法」(昭和25年5月6日法律第156号)に基づき設置された(以下、住宅公庫と略記することもある)。その設立経緯および昭和26年度までの収支についてはすでに、大蔵省財政史室編『昭和財政史—終戦から講和まで』のなかで叙述されているので、ここでは27～48年度までの住宅公庫の制度的変遷、収支の動向を明らかにする。¹⁾

まず設立当初の法律をみておくと、住宅公庫は「国民大衆が健康で文化的な生活を営むに足る住宅の建設に必要な資金で、銀行その他の金融機関が融通することを困難とするものを融通すること」が目的(第1条)とされ、資本金は50億円で政府がその全額を出資するとされた(第5条)が、第5条第2項で、公庫は必要があるときは主務大臣の認可を受けて資本金を増額できることが規定され、同条第3項で政府は公庫が増資するときは予算に定める範囲内で公庫に出資できるとされていたため、他の公庫のように増資のたびに法律改正をする必要はなかった。貸付条件が法律で規定されているのも他の公庫にない特徴で、貸付金額の限度は住宅建設費の7割5分相当額までであり(第20条)、利率は年5分5厘とされ、償還期間は住宅の構造によって3段階(木造=15年以内、外壁がコンクリートやブロック等の耐火物=20年以内、鉄筋コンクリート=30年以内)になっていた(第21条)。会計関係条項については公団等の予算および決算の暫定措置に関する法律の定めるところによること(第26条)(これは、「公庫の予算及び決算に関する法律」(昭和26年3月31日法律第99号)の公布により、同法によると改正された)、利益金を国庫に納付すべきこと(第27条)、余裕金の運用は国債保有・資金運用部での運用に限ること、業務に係る現金は国庫に預託し、業務上の必要資金を受託金融機関に預託できること(以上第28条)など他の公庫とほぼ同様である。

以下、住宅公庫の法律改正経緯を検討する(法律名が記してないものはすべて「住宅金融公庫法の一部を改正する法律」)。まず「産業労働者住宅資金融通法」(昭和28年7月17日法律第63号)の公布にともなう改正で公庫の目的に産業労働者住宅の建設資金融通が加えられ、同時に業務にも同法による貸付業務が付加さ

れた。同法によると、産業労働者とは事業者(生産、販売、運送その他の事業を営み、常時5人以上の従業員を使用する者、国の出資が2分の1未満)によって使用されている者であり(第2条第1、2項)、この法律の目的は産業労働者住宅を建設しようとする者に対し、それに必要な資金の一部を長期かつ低利で融通し、それにより産業労働者の福祉の増進と産業の発展に寄与することであった(第1条)。そこでは住宅公庫がこの法律による資金の融通業務を行う(第3条)とされた。

同法については、当初、建設省住宅局から出された昭和28年度予算案では、住宅金融公庫産業労働者住宅資金特別勘定と特別勘定案になっており、貸付条件は限度額が6割、利率は6分5厘、償還期間は耐火建造=25年以内、耐火建造以外=15年以内となっていた。²⁾

昭和28年2月12日時点の法案では成立した法律にかなり近い内容になっているが若干の相違がみられる。まず事業者の定義のなかで除外する機関として国、日本国有鉄道、日本専売公社、日本電信電話公社、地方公共団体およびこれらのものから出資を受けているものがあげられており、最終法案よりも除外団体がいくぶん多くなっている。最終法案においては国の出資2分の1未満のものは除外しないようになった。

以上のような経緯で案出された産業労働者住宅資金融通法案はまず第15国会に提出されたが、昭和28年3月14日に内閣不信任案が可決されたため審議未了となり、第16国会に再提出された。これに対し社会党右派・左派それぞれに勤労者住宅建設促進法案、産業労働者住宅公社法案を提出したため政府案を含めて3案の調整を図るため「住宅に関する小委員会」が設けられた。そこで政府案中、貸付金の限度・償還期間を借主に有利なように一部修正することで決着がつき、法案は以下のように修正された。貸付条件は提出法案では耐火構造住宅、簡易耐火構造住宅が限度=建設費・土地価額の7割、利率年6分5厘、償還期間25年以内、耐火構造・簡易耐火構造以外は限度6割、利率年6分5厘、償還期間15年以内とされていたが、それらが耐火構造住宅が限度6割、利率年6分5厘、償還期間35年以内に、簡易耐火構造がそれぞれ6割、6分5厘、25年以内に、上記以外は5割5分、6分5厘、18年以内と修正された。

本法案は昭和28年7月3日に衆議院建設委員会において修正可決され、翌4

日に衆議院本会議で委員長報告のとおり可決、7月8日に参議院建設委員会で衆議院送付案どおり可決、同10日に参議院本会議で可決成立した。

昭和30年7月11日に「住宅融資保険法」(昭和30年法律第63号)制定にともない、同法に基づき、住宅建設等に必要な資金の貸付につき保険を行うことが加えられ、業務の範囲にも保険の業務が付加された(第1条第2項)。そして第26条の2として保険に関する特別勘定を設置すべきことなどが規定された。これはのちに収支の部分に特別勘定として出てくることになる。

昭和38年4月1日法律第79号により、宅地債券制度が創設され、住宅公庫は特別規定の適用を受けることを希望する者が引き受けるものとして住宅金融公庫宅地債券を発行することが可能となった(第27条の3)。特別規定とは、公庫貸付金に係る土地譲渡の抽選の際、宅地債券の一定割合以上を所有しているものについて特別の扱いをするというものである(第35条の2第2項)。これにより支出の事務費等のなかに債券発行諸費が含まれることになった。

住宅金融公庫の収支をみると、収入中主なものは貸付金利息であり、支出中では借入金利息と業務委託費である。昭和30年度からは前述のごとく住宅融資保険業務が開始され、それにとともなう益金・支払保険金が収入支出に別勘定として計上されている。また38年度以降は住宅金融公庫宅地債券が発行されるようになったことにより、事務費等に債券発行諸費が加わった。40年度以降、産業投資特別会計等からの出資が大幅に融資に切り替えられることになり、それにともなって生ずる収支差額を補給するため一般会計から補給金が交付されることになった。それまでは低金利による住宅融資から生ずる運用収入と、資金運用部等からの借入資金に対する支払利息等の資金コストとがバランスするように産業投資特別会計等から出資を行って、事業資金を薄めて資金コストを引き下げてきたが、40年度からは運用収入と資金コストの差額自体に対して直接補給する補給金制度が採用された。補給金は住宅公庫貸付金のうち最低金利である5.5%の貸付金に対して、その財源となる資金運用部資金等借入金の金利6.5%との差の1%を補給する趣旨で算定され、40年度予算としては2.47億円が計上された。³⁾ 以後この補給金の伸びは住宅公庫の業務の拡大とともに増加し、48年度には約180億円となり(48年度決算ベース)、農林漁業金融公庫に次いで多くの額となった。

〔注〕

- 1) 大蔵省財政史室編『昭和財政史—終戦から講和まで』第12巻「金融(1)」(昭和51年、東洋経済新報社)、820-53ページ、同第6巻「政府関係機関」(昭和59年)、421-24ページ。
- 2) 「産業労務者住宅資金融通法案要綱」(昭和27年10月1日主計局建設公共係)(大蔵省資料Z21-2729)。
- 3) 財政調査会編『国の予算』(昭和40年度)、344ページ。

3 農林漁業金融公庫

農林漁業金融公庫は「農林漁業金融公庫法」(昭和27年12月29日法律第355号)に基づき、農林漁業資金融通特別会計の債権債務を継承して設立された。占領期における農林漁業復興金融金庫の構想、農林漁業金融公庫設立の動きとドッジの反対、農林漁業資金融通特別会計の設置等の経緯は他に譲り、¹⁾ ここでは特別会計が公庫となる際の論議から検討する。

もともと農林漁業資金融通特別会計がドッジとの間での妥協の結果であったため、それを公庫とする考えは潜在的にあったと思われる。農林漁業資金融通特別会計は発足2年で320億円の貸付を行ったが、「特別会計方式では貸付決定、管理回収等の責任の所在が明確性を欠」き、「財政法会計法上諸々の支障が生じている面があるので」、「対日講和発効を契機として、一応政治的自主性を回復したので」、「恒久的な安定した特殊金融機関として『農林漁業金融公庫』の構想が再び机上に浮かび上がってきた」²⁾ という経緯のようである。

第14国会がいわゆる「抜き打ち解散」によって会期3日で閉会したため、農林漁業金融公庫法案は第15国会に、法案第11号として衆議院農林委員会に審議付託された。形式上は議員立法であるが、答弁はほとんど政府委員が行っている。同委員会で論点となったのは以下のごとくであった。

① 特別会計の場合の問題点

これに関しては小倉政府委員(農林省農林経済局金融課長)は次のように答弁している。まず、発足当初と比べ特別会計の規模が大きくなり20余名の職員で処理することが困難であること、人事異動のため貸付責任の所在が不明確になること、補助事業と融資事業が並行して行われているため混迷をきたす

可能性があること、財政法の制約で機動的な措置がとれないことなどの問題点をあげ、かりに特定の金融機関に貸付、債権管理、回収を全面的に委託するとしても、農林行政との関係が希薄化してしまうこと、受託保証責任が2割であるために貸付がルーズになる可能性があるなどの問題点が残るから「政府の機関であり、しかも政府とは独立の公庫といった組織が最も望ましい」とした。

② 公庫になって改善される点

小倉政府委員は、従来は貸付の決定権が大蔵、農林両省にあったが、公庫に一本化されるため事務的に簡素化されること、債権の管理が弾力的になることなどを利点としてあげている。

この法案は大蔵委員会でも問題となり、同委員会に農林漁業金融に関する小委員会が設置された。そこでの審議の結果、①事務簡素化、経費節減のため第3条第2項(公庫に地方組織を置くというもの)を削る、②第18条第2項中8、「農林漁業の生産力の維持増進に必要な施設の災害復旧に必要な資金であって主務大臣の指定するもの」の償還期限を「5箇年」から「15箇年」に延長する、との2点が農林委員会へ修正意見として提出された。³⁾ 農林委員会では大蔵委員会からの修正提案を受けて昭和27年12月19日に第3条の問題を再度審議しているが、第2項を削除するまでには至らなかった。同法案は12月20日の農林委員会で前述②の修正を加えられたうえで可決された。参議院では衆議院からの法案送付に先立ち、12月16日に予備審査を行い質疑に入り、12月23日、衆議院からの送付案どおりに可決され、翌24日本会議で可決された。

成立した公庫法の概要は、「農林漁業者に対し、農林漁業の生産力の維持増進に必要な長期且つ低利の資金で、農林中央金庫その他一般の金融機関が融通することを困難とするものを融通すること」を目的とし(第1条)、資本金は「農林漁業資金融通特別会計の廃止の際におけるその資産の価額から負債の価額を差し引いた額と第32条第5項の規定により政府の米国対日援助見返資金特別会計から出資があったものとされた金額との合計額」で「政府がその全額を出資する」とされた(第4条第1項)。第32条は日本開発銀行(以下、開銀)が承継した米国対日援助見返資金特別会計(以下、見返資金特別会計)債権および復興金融金庫債権中の農林漁業関係のものと、開銀自身の農林漁業関係債権を公庫

が承継することを規定している。承継の方法は2通りである。①見返資金特別会計から開銀が承継した農林漁業関係債権を公庫が承継するときは、その債権は承継日における簿価で開銀から見返資金特別会計に返済されたものとし、その返済分を見返資金特別会計から公庫に対しての貸付とする。そのうえでその貸付は、返済されたものとし、その返済分を見返資金特別会計からの出資とする。これが第32条第5項の規定による出資の内容である。②復興金融金庫から開銀が承継した農林漁業関係債権と、開銀自身の農林漁業債権を公庫が承継したとき、それらの債権は承継時の簿価で開銀の公庫に対する債権とする。これに関しては貸付債権のままで出資に切り替える規定はなく、この点がのちに問題となる。

会計関係条項はおおむね他の公庫と同様であり、公庫の予算および決算に関する法律に従うこと(第22条)、損益計算上の利益金を国庫に納付すべきこと(第23条)、余裕金の運用は国債の保有、資金運用部への預託に限ること(第25条)、業務委託の際に受託者に資金交付ができること(第26条)、主務大臣の認可を受けて政府からの借入、外国の銀行その他の金融機関からの外貨資金の借入ができること(第24条)などからなっている。

公庫設立後の制度の変遷について、まず資本金の変化からみてみよう。公庫にとって出資金は資金調達コストを下げるために必要なものであるが、農林公庫に一般会計からの増資があったのは昭和28、29、30年度と34～40年度までで、45～47年度の開拓者資金融通特別会計の承継にともなう増資を除けば41年度以降は一般会計からの出資がなく、34年度以降の出資額も7億～15億円程度と少なかった。30年代にそれを補っていたのが産業投資特別会計からの出資であり、70億～80億円程度(32～36年)から120億円(37年度)、206億円(38年度)、290億円(39年度)と出資額を増加させた。しかし昭和40年度は不況による財政悪化を受けて56億円に減少し、41年度以降、一般会計からの利子補給方式の導入にともない産業投資特別会計の新規出資は打ち切られるに至った。以後、基本的には運用収入を上回る調達コスト分は利子補給によって補われることとなった。

その他の出資については、まず「農林漁業金融公庫法の一部を改正する法律」(昭和30年7月29日法律第96号)で、開銀の公庫に対する債権となっていた開銀承継復興金融金庫農林漁業関係債権および開銀自身の農林漁業関係債権を返

済扱いとし、相当金額が産業投資特別会計から公庫に対する出資となった。これは開銀と公庫という政府関係機関相互間での貸借関係は解消するためのものである。次いで「経済基盤強化のための資金及び特別の法人の基金に関する法律」(昭和33年7月11日法律第169号)で、非補助小団地等土地改良事業助成基金として一般会計から65億円が出資された。非補助小団地等土地改良事業とは農地の改良・造成事業で国の補助の対象とならないもののことをいい、基金設置のねらいは、それを資金運用部に預託し、その運用益で同事業対象貸付の利子を軽減(5%→3.5%)することであった。この基金は経理区分上資本金に分類され、取り崩すことはできないものとされた(同法第15条)。また「開拓者資金に係る政府の貸付金債権の償還条件の緩和及び農林漁業金融公庫への移管等に関する特別措置法」(昭和44年12月8日法律第80号)により公庫は開拓者資金融通特別会計の債権債務を承継し、債権債務の差額が公庫に対する出資金(債権償却の場合は出資金の減少)となった。⁴⁾

このような経緯により昭和48年度末段階の資本金は一般会計出資が499億700万円、開拓承継一般会計出資金が33億5900万円余、産業投資出資金が1118億2600万円、非補助小団地等土地改良事業助成基金が65億円となっている。⁵⁾

次に公庫の負債について検討してみよう。負債の大宗をなすのが資金運用部と簡易保険郵便年金からの借入金であるのはいうまでもないが、そのほかに産業投資特別会計からの借入金、余剰農産物資金融通特別会計からの借入金があるのがこの公庫の特色である。産業投資特別会計からの借入金は公庫が前身である農林漁業資金融通特別会計から承継した負債であり、余剰農産物資金融通特別会計からの借入金は昭和31、32年度に同特別会計から借り入れたものである。余剰農産物資金融通特別会計は「農産物に関する日本国とアメリカ国との間の協定」(昭和30年6月25日公布、条約第6号)に基づきアメリカから借り入れた外貨資金の管理を行うもので、同資金は電源開発、農地開発等に運用することとされていたために、その一部が公庫に貸し付けられたものである。⁶⁾

次に公庫の融資対象について検討してみよう。公庫の業務範囲は日本の農業の構造変化につれて次第に拡大していったが、ここではその経緯のうかがえるものにつき紹介しておこう。

昭和38年に農林漁業経営構造改善資金融通制度が設置された。農林漁業経営

構造改善資金とは農業経営、林業経営の規模拡大と、農業生産の選択的拡大(需要に見合った生産のシフト)を行うために必要な資金を本公庫から長期低利で融通することを目的とするもので、具体的には農業の経営規模拡大のための農地・未墾地取得資金、果樹の植栽育成資金、乳牛・肉用牛の飼育規模を拡大して畜産経営の改善を図る畜産経営拡大資金、林業経営改善のための森林取得・育林資金、沿岸漁船の整備・沿岸漁業の協業化促進のための資金、等であった。この資金は当初案では、資金の種類は実施されたものと同様であったが、その貸付条件が原則的に年3分5厘ときわめて低利であり、また公庫原資確保のために公庫に債券発行の能力を賦与するというものであった。資金枠の拡大、貸付条件の緩和に関しては衆参両院の決議もあり、その手段としては自作農維持創設資金(以下、自創資金と略記)の拡充、非補助小団地等土地改良資金の拡充等も検討されたが、農林公庫債券の発行については、逆ざやになる、農林中金も農林債と競合するとの理由で反対している、発行の利回りが一般政府保証債の利回りを上回り債券市場を混乱させる、などの問題点が指摘された。⁷⁾そして利率については自創資金等土地取得資金の金利は最低5分とする、資金枠についても第2次要求の新制度400億円に対し320億円程度にとどめる、などの対案も考えられた。

以上のような経緯を経て新たな制度融資が設置されたが、公庫債の発行は認められず、利率も金融ベースに合わせる方向に修正された。金利は農業の構造改善、沿岸漁業の構造改善で主務大臣が指定するものについては3分5厘であったが、農業の経営規模拡大のための農地・未墾地取得資金＝4分5厘、果樹の植栽育成資金＝6分、乳牛・肉用牛の飼育規模を拡大して畜産経営の改善を図る畜産経営拡大資金＝6分、林業経営改善のための森林取得・育林資金＝4分5厘～5分、沿岸漁船の整備・沿岸漁業の協業化促進のための資金＝5分5厘～6分5厘、等と貸付対象によって差がつけられた。

次に公庫の収支については、収入中、昭和33年度からは経済基盤強化資金法制定にともなう非補助小団地等土地改良事業助成基金の運用益が計上されている。その他の運用収入は余裕金の国債・資金運用部への預託によるものである。41年度以降、出資がなくなり、代わって一般会計からの利子補給金(予算補助)の受入れが開始された。これは農林公庫の貸付金中利率の低い資金(3分5厘

資金等)について、その貸付利率と資金運用部資金等からの借入金利との差が補給されたものである。利子補給金の受入額の貸付金利息に占める割合は当初4%台であったが47年度には40%に達し、逆ぎやの大きさ、一般会計依存の体質を示している。また43年度からは決算ベースで借入金利息が貸付金利息を上回っているが、このことも他の公庫には類をみない。支出中では、次第に直接貸付が増えるので初期ほど委託費の占める割合が大きいのが特徴である。

〔注〕

- 1) 大蔵省財政史室編『昭和財政史—終戦から講和まで』第13巻「金融(2)」(昭和58年、東洋経済新報社)、625-28ページ、『農林漁業金融公庫十年史』(昭和40年)、63-663ページ等を参照。
- 2) 『銀行局金融年報』昭和28年版、381ページ。
- 3) 『第15回国会衆議院大蔵委員会議録』第17号(昭和27年12月18日)、3-4ページ。
- 4) 『銀行局金融年報』昭和45年版。
- 5) 『決算書』(昭和48年度)。
- 6) 余剰農産物資金融通特別会計については、本巻「特別会計」編を参照。
- 7) 「農林漁業経営構造改善資金制度について」(昭和37年12月25日銀行局特別銀行課)(大蔵省資料Z21-1543)。

4 中小企業金融公庫

中小企業金融に関しては戦後、無尽会社・信用組合の相互銀行・信用金庫への転換、商工組合中央金庫(以下、商工中金と略記することもある)の拡充強化、国民金融公庫の設立、開発銀行中小事業部の設置、¹⁾ 国庫余裕金の預託、²⁾ 信用保険、信用保証制度の整備、等かなりの施策がすでにとられていたが、それでも金融制度整備構想のなかでいまだ重要な問題の1つであり、金融制度調査会(昭和27年8月に銀行局に設置)においてもその検討がなされている。そこでは中小企業に特有な金融上の問題として以下の4つがあげられていた。³⁾ (1)民間金融機関の取引対象としては、経費の過大、信用の薄弱等の理由で、採算ベースに乗りにくい。(2)民間金融機関の採算ベースに乗りえても、中小企業のために、資金配分上劣後に取り扱われる。(3)中小企業の設備の老朽化は一般にはなはだしいが、民間金融機関は、中小企業設備資金の供給について、最も消極的。(4)長期の産業政策的視野からは、不況時乗り切りについて、金融上なんらかの措

置が必要であるが、民間金融機関からはこれを期待しない。⁴⁾

加えて、昭和27年度には不況を背景にして中小企業の金融難が問題化したため、中小企業庁は中小企業資金融通特別会計の設置を主張していた。その内容は、「財政資金200億円程度を銀行に金利3分、期間10年程度で貸付け、銀行はこれを」「金利7分5厘以下で中小企業に融資する措置を講ずる。このため特別会計を設ける」というものであった。⁵⁾ この特別会計案は当初、政府が直接中小企業に貸付を行う考えだったが、その後中小企業の必要とする長期資金を金融機関が政府の定める条件に従って融資したとき、当該金融機関に対し特別会計から資金を貸し付けるという構想に変わった。

このような特別会計案に対して省内には批判論があったが、その理由は、①特別会計の方法によるときは、その衝に当たる者が公務員であるため、官庁機構上その地位を長期間固定することが困難で、その結果、長期金融の責任の所在が不明確になり、事務上も不能率となる。②中小企業への直接貸付を行う特別会計制度では、保証金の減免・遅滞利息の減免等の特別措置が必要となっても、国の債権であるため財政法上の規定からそのようなことは行えず、機動的な融資、円滑な債権管理回収が期しがたい。③直接貸付を行わず、金融機関に資金を供給するだけの特別会計制度では一般会計と経理区分するだけの十分な理由がないこと、などであった。⁶⁾ それに代わるものとして大蔵省が提示したのは商工中金改組の構想であった。それは、(1)商工中金の中小企業金融の中心機関としての特殊性を保持しつつ、公共性を強化する、(2)一般会計から20億円出資、(3)組合員以外の一般中小企業に対し、投入された財政資金の限度内において直接貸付を行うことができるようにする、(4)見返資金特別会計から開銀が引き継いだ中小企業向け貸付債権を商工中金に継承、(5)資金運用部資金の貸付の道を開く、という内容であった。⁷⁾

この案に関しては、組合金融機関としての性格をあいまいにし、金融面からの中小企業組織化の阻害要因になる、組合に所属しない中小企業に貸付を行うことは、商工中金への出資者である組合に対して危険を負わせることになる、直接貸付および預金取引は既存金融機関との競争をもたらす、などの批判が業界・金融界からあった。⁸⁾

両案は昭和27年度補正予算編成過程で論議の対象となり、中小企業庁は商工

中金への政府出資金10億円と中小企業資金融通特別会計の新設(100億円出資)を要求したが、閣議決定(昭和27年11月24日)では一般会計から商工中金への20億円の貸付が認められただけであった。即日、第15国会(特別国会)に提出された補正予算案は、12月16日衆議院通過、同月24日参議院において可決成立したが、その一方で、中小企業資金融通のための特別会計の設置を含む「中小企業年末金融促進に関する決議」が衆参両院においてなされていた。その概要を記しておく、衆議院では、①国民金融公庫の拡充強化(政府出資30億円を70億円に)、②商工中金に対する大幅の政府出資、③中小企業信用保険法の改正による保険料引下げ(3分→1分)と保証率引上げ(75%→90%)、都道府県の保証協会の再保証率の引上げ(50%→75%)、④中小企業向け長期資金融通のための特別会計の設置と商工中金—信用組合ルートによるその資金融通、⑤政府余裕金預託制度の適切な運用の5項目であり、⁹⁾ 参議院では、①中小企業融資のための特別会計の設置と100億円の政府出資(500億円用途)、②中小企業金融機関の低利資金源としての政府出資・貸付・預託の増加、資金運用部資金の活用、③中小企業信用保険法改正による保険料の軽減、保険限度の引上げ、④下請代金決済の円滑化のための紐付融資の実行の4項目であった。¹⁰⁾

このように国会では両院で中小企業融資のための特別会計の設置が決議されていたが、昭和28年度予算案ではこれに反し中小企業金融公庫(以下、中小公庫と略記することもある)新設の方針が28年1月17日に閣議決定された。この間の経緯を示す詳細な資料は残っていないが、岡田秀男中小企業庁長官の国会答弁によれば中小企業庁は特別会計案を主張し、大蔵省は商工中金改組ではなく公庫案を主張して、調整の結果、公庫設立となったものである。¹¹⁾

大蔵省が商工中金の公的改組案を公庫案に変更した理由は、河野銀行局長の答弁(第15国会参議院通商産業委員会)によると、(1)衆参両院における決議によって商工中金改組案を再考せざるをえなくなったこと、(2)商工中金は組合金融専門機関としての独自性を生かすべきであること、(3)商工中金が個人貸しを始めた場合その損失を組合員に負わせるのは問題であることの3点であった。¹²⁾

興味深いのは、この公庫設立方針に中小企業者団体内部で賛否両論があったことである。詳細は他に譲るとして要点のみ記しておく、日本中小企業団体連盟は中小企業の組織化に反するとして設立に反対、東商は設立には賛成する

が、公庫に民間代表を加えた運営委員会を設けて公庫が組合金融を阻害しないようにすることを主張、全日本中小工業協議会は代理貸付制度に反対、行う場合には相互銀行、信用金庫に限ることを主張した。しかしこの意見の不一致は不利であるとして上記団体は合同して修正意見書を政府に提出し、そこでは公庫の運営を中小企業の代表者を加えた委員会で決めること、貸付金利を5分5厘にすること、中小企業組織化の推進は商工中金を中心にすすめることなどが掲げられていた。¹³⁾

中小企業金融公庫法案は内閣提出第137号として、昭和28年3月2日第15国会衆議院通商産業委員会に審議を付託された。同委員会でなされた提案理由説明によると、日本経済の自主体制を確立するためには、その基盤をなす中小企業の振興を図ることが喫緊事であり、そのためには必要な設備資金および長期運転資金を積極的に導入することが急務であるが、このような資金は長期・低利である必要上、一般金融機関の融通は困難であり、国家資金より調達する必要があることがこの公庫の設立理由であった。また特別会計にしなかった理由は、「農林漁業金融公庫の例にならい、長期貸付の責任の所在を明確にすることと、業務の円滑な遂行を期そうとすることのため」であるとされた。¹⁴⁾ 同委員会では、商工中金を中心とした中小企業組織化の方向と逆行しないか、業務委託の方法で融資を行うと審査の責任意識に欠けるのではないかなどが問題になった。

その後、衆議院では本法案をめぐり通商産業委員会・大蔵委員会連合審査会が開かれた。そこでは代理銀行の不良債権肩代り行為に対しどのような監督をするのかという質問が出され、河野通一銀行局長が、受託銀行にある程度のリスクを負わせることや、銀行検査を通じて不当な行為を十分是正することができると答弁している。¹⁵⁾

参議院においても第15国会会期中に通商産業委員会で2度の審議がなされたが、昭和28年3月14日に衆議院の解散にあい本法案は審議未了廃案となり、資本金中の一般会計出資を55億円から100億円に増額修正した法案が第16国会に内閣提出第46号として再提出された。同法案は28年6月18日に通商産業委員会に審議付託され、国民金融公庫、農林漁業金融公庫との業務分野調整問題等も論点となり審議がなされ、第20回通商産業委員会(28年7月18日)で質疑終了、

同日、各派共同提案による修正案により、第5条(資本金)中、政府の一般会計からの出資金が100億円から130億円へと修正されたうえ、10項目の付帯決議を付して可決された。また参議院での審議は28年6月29日から衆議院での審議と並行して開始され、衆議院送付案どおりに可決した(7月27日)。そして28年8月1日に、「中小企業金融公庫法」(昭和28年法律第138号)が公布され、28年8月に中小企業金融公庫が設置された。

以上の経緯で成立した「中小企業金融公庫法」の概要は次のとおりである。まず公庫の目的は、「中小企業者の行う事業の振興に必要な長期資金であって、一般の金融機関が融通することを困難とするものを融通すること」(第1条)とされ、第2条では中小企業の定義がなされた。本公庫の融資対象は資本金100万円以下、あるいは従業員300人以下等の規定(当初)による中小企業であるが、これには例外がある。公庫法第34条による商工組合中央金庫に対する貸付である。これは前述した昭和27年度補正予算における一般会計からの商工中金への20億円の貸付を公庫設立とともに引き上げることにに対する反対から制定された条文であり、要旨は、①一般会計からの貸付金は公庫成立時に返済とする、②その貸付金相当額を一般会計から公庫に出資、③その出資額を公庫設立時に公庫から商工中金に貸付という形式で引上げを延期し、その返済については「公庫の成立の日から2年をこえない期間内において政令で定める日までに」「返済しなければならない」(同条第4項)とされた。この条文はその後2度改正されているが、それに関しては後述する。公庫の資本金は前述のように国会で増額修正され、一般会計からの出資金130億円と第33条第6項の規定により産業投資特別会計から出資があったものとされた金額(第5条)となった。第33条第6項は日本開発銀行が米国対日援助見返資金特別会計から承継した中小企業向け債権を公庫が承継した場合、その債権の簿価に相当する金額が開銀から産業投資特別会計に返済されたものとし、その相当額が産業投資特別会計から公庫に対する出資金となることが規定されていた。

会計関係の条項はおおむね他の公庫と同様で、「公庫の予算及び決算に関する法律」に従うこと(第23条)のほか、国庫納付金に関する規定(第24条)、借入金に関する規定(第25条)、余裕金の運用に関する規定(第26条)、業務受託者に対する資金の交付に関する規定(第27条)等であった。

設立後の公庫法改正のうち最も重要なのは昭和39年4月に行われた中小企業債券発行にともなう改正であるから、まずその経緯をみることにする。中小公庫に債券発行機能をもたせるという考えがいつごろ、どこで生じたのかは資料が残っていないため不明であるが、背景としてはまず「中小企業基本法」(昭和38年7月20日法律第154号)を中心とした中小企業政策の整備が考えられる。当時作成された、自民党中小企業基本政策調査会による「中小企業基本法(案)」(以下、自民党案)およびそれに対する大蔵省の対応を、金融面を中心にみてみると、自民党案では第13条で、国は「金融につき、次の施策を講じなければならない」とし、「1. 中小企業に関する専門の金融機関を育成強化すること」以下5項目をあげている。それに対し、「育成強化すること」は新規の中小企業専門金融機関の設立を意味するとも考えられるので「育成」を「充実」とすべきだとの考えが理財局から出されていた。¹⁶⁾ この部分は実際の「中小企業基本法」では第24条中で「政府関係金融機関の機能の強化」という表現になっているが、この法律は成立の時期やその内容からみて中小公庫の債券発行構想の背景と考えてよからう。

加えて当時の経済環境も考慮に入れる必要がある。昭和37年の不況から38年には景気は回復基調をみていたが、39年に入ると3月には国際収支懸念から公定歩合が引き上げられ(5.84%→6.57%)、財政金融政策ともに緊縮基調に転じた。当時通産省が作成した「金融引き締め強化に対する当面の中小企業対策」のなかで、39年度一般会計、財政投融资計画の実施にあたり、商工中金の金利引下げ等とともに、「中小公庫債の発行は法案の成立をまって早急に実施できるよう措置する」(39年3月19日付)とある。¹⁷⁾ 以上の状況を背景として、中小企業債券発行のための公庫法改正案は39年2月18日に第46国会衆議院商工委員会(第10回)に内閣提出第73号として審議付託された。そこでは中小企業債券の発行とともに、政府がその保証をすることができるという条項も加わっていた。

この改正案の提案理由は福田一通産大臣の説明によれば、「中小企業の近代化を早急に実現することが国民経済の均衡ある成長発展のために特に強く要請されている実情にかんがみ、公庫が債券を発行することにより、民間資金を調達する道を開き、中小企業に対する融資の一層の拡充をはかることが必要」で

あるからということであった。この法案は中小企業関係6法案¹⁸⁾の改正案とともに一括審議されたが、そこでは債券発行によって資金調達を行うと資金運用部資金からの借入よりもコストが高くなり、貸付金利の低下が望めないのではないかと、商工中金債と競合して中金債の売行き不振につながる可能性があるなどの問題点が指摘された。この点を問題とした社会党は法案に反対したが、自民党、民主社会党が若干の修正(これには社会党も反対せず)のうえ賛成したため、修正後の改正案は賛成多数で可決された。¹⁹⁾このような経緯で中小公庫は債券発行が可能となっが、そのことは中小公庫の資金調達手段が多様化したことを意味し、実際にも昭和39年9月の第1回発行(公募、政府保証付き、40億円)以来、40年代を通じて資金調達の12~25%程度を占めるのである。

その他の改正としては資本金(第5条)の増額がある。昭和30年7月8日法律第54号本法一部改正で、155億円が160億円に、および開銀からの借入金を産業投資特別会計からの出資金に振り替えることによる70億円弱の増資がみられる。開銀からの借入金は公庫設立時、開銀所有の復金中小債権および開銀独自の中小債権を公庫が引き継ぎ、その簿価に見合う金額が開銀から公庫に貸し付けられたもので、政府関係機関間の貸借関係を清算すべきであるとの考えのもとに、すべて産業投資特別会計からの出資金に振り替えられたのである。

特殊な改正としては、前述した第34条の改正がある。まず昭和30年7月8日法律第54号による本法の一部改正で第4項中「公庫の成立の日から2年をこえない期間内において」が削除された。次いで昭和31年3月26日法律第29号による本法一部改正で、第34条の次に「第34条の2 公庫は、昭和31年度において、主務大臣の認可を受けて、第25条第1項の規定により借り入れた資金のうち10億円を商工中金に対して貸付けることができる」という条文が付け加えられた。この改正の主旨は石橋通産大臣の説明によると、「政府としては極力これ(商工中金の貸出金利引下げ—引用者)を援助するため、さしあたり昭和31年度において20億円の低利資金を同金庫に供給することにし」、「このうち10億円は中小企業金融公庫から貸付ける」²⁰⁾ことにするというものであったが、実際には10億円を中小公庫から貸し付けた程度では商工中金の貸出金利が下がる見込みはなく、改正のねらいは商工中金の20億円の借入金返済を容易化することにあったといえよう。²¹⁾しかし商工中金の金利引下げに寄与することを目的とする、と

したため、衆議院通商産業委員会でもその点をめぐって議論がなされており、①商工中金の金利を引き下げるためには中小公庫を経ずに直接資金運用部資金から資金を貸し付けるほうがよい、②商工中金に貸さずに直接中小公庫から貸したほうが中小企業者にとって金利が低くメリットが大である、③商工中金は約600億円の貸出残高なのだから中小公庫から6.5%の資金を10億円程度貸し付けても金利は低下しない、などの疑問が提出された。①に関しては「資金運用部資金法」の規定で商工中金には貸付ができないことになっているから法律改正しないかぎり無理であるが、②、③に関しては政府側の答弁もきわめてあいまいにならざるをえなくなっている。たとえば佐久中小企業庁長官は「商工組合中央金庫の金利の引き下げの問題」は、「10億でそれだけ金利引き下げをやれるというほど大それた考えは持っておりません。その他のいろいろな方法を講じ」て金利引下げを図る「その一助としてこの10億というものを考えている」と答弁している。²²⁾ともあれ、この法律改正は2回の質疑を経て可決され、参議院商工委員会での質疑に入った。新たな論点としては、資金運用部資金からの10億円のほかになぜ余剰農産物資金融通特別会計の資金を利用するのか、その資金をなぜ生産性本部を通すのかといったことが問われた。²³⁾佐久中小企業庁長官は、当初は20億円資金運用部から商工中金に貸すことを計画していたが、運用部資金の余裕がないために「窮余の策」としてとられた手段だと答弁している。²⁴⁾参議院商工委員会でも2回の質疑の末、公庫法改正は可決された(昭和31年3月16日)が、この法改正は予算、あるいは法律の制約上生じたかなり特殊なものであるといえよう。

中小企業金融公庫の収支をみると、収入は貸付金利息がほとんどであり、運用収入は国債への運用が主である。支出では昭和31年度まで業務委託費が借入金利息を上回っており、代理貸付の初期における大きさを示している。39年度からは債券発行が可能となったため、そのための経費が計上されている。

〔注〕

- 1) 開発銀行中小企業部設置に関しては、大蔵省財政史室編『昭和財政史—終戦から講和まで』第13巻「金融(2)」(昭和58年、東洋経済新報社)、172-73ページ。
- 2) 国庫余裕金の預託というのは、政府指定預金のことである。政府指定預金については、前掲、『昭和財政史—終戦から講和まで』第12巻「金融(1)」(昭和51年)、395-98ページ。

ージ。

- 3) 戦後の中小企業金融機関の整備に関しては、前掲、『昭和財政史—終戦から講和まで』第13巻「金融(2)」(昭和58年)、655-93ページを参照。
- 4) 『銀行局金融年報』昭和28年版、20-21ページ。
- 5) 『中小企業金融公庫十年史』(昭和39年)、165ページ。
- 6) 『銀行局金融年報』昭和28年版、409ページ。
- 7) 『中小企業金融公庫十年史』、167-68ページ。
- 8) 同上、169ページ。
- 9) 『第15回国会衆議院会議録』第12号(昭和27年12月11日)。
- 10) 『第15回国会参議院会議録』第11号(昭和27年12月15日)。
- 11) 第15回国会衆議院通商産業委員会・大蔵委員会連合審査会(昭和28年3月13日)において岡田長官は、衆参両院で中小企業融資のための特別会計の設置の決議があったのを受けて昭和28年度予算折衝では特別会計による金融の方策を強く大蔵省に要求したが、大蔵省でも別の構想をもっており、特別会計を公庫にすることによって大蔵省との話合いがついた旨答弁している。
- 12) 『第15回国会参議院通商産業委員会議録』第33号(昭和28年3月11日)、7ページ。
- 13) 『中小企業金融公庫十年史』、174-75ページ。
- 14) 『第15回国会衆議院通商産業委員会議録』第28号、4-5ページ。
- 15) 『第15回国会衆議院通商産業委員会・大蔵委員会連合審査会議録』第1号(昭和28年3月13日)、6ページ。
- 16) 「自民党中小企業基本法(案)に関する意見」(昭和37年3月7日理財局資金課)(大蔵省資料Z27-108)。
- 17) 「金融引き締め強化に対する当面の中小企業対策」(昭和39年3月19日通産省)(大蔵省資料Z21-477)。
- 18) 中小企業関係6法案とは「中小企業近代化資金助成法」、「中小企業金融公庫法」、「中小企業指導法」、「中小企業近代化促進法」、「中小企業信用保険法」、「商工組合中央金庫法」のことである。
- 19) 『第46回国会衆議院商工委員会議録』第26号、2ページ。
- 20) 『第24回国会衆議院通商産業委員会議録』第7号、5ページ。
- 21) 他の10億円は余剰農産物資金融通特別会計から生産性本部に貸し付け、生産性本部から商工中金に貸すという形をとった。その場合、生産性本部に貸し付ける際の金利は4分、商工中金へ再貸付の際の金利は6分5厘で、2分5厘が生産性本部の事業資金となるようになっていた(『第24回国会参議院通商産業委員会議録』第12号、5ページ)。
- 22) 『第24回国会衆議院通商産業委員会議録』第12号、4ページ。
- 23) 同上、5ページ。
- 24) 余剰農産物資金融通特別会計から日本生産性本部を経由しての商工中金への貸付については、本巻「特別会計」編を参照。

5 北海道東北開発公庫

戦後における北海道開発の機構にかかわるのは主体別に分類すると、①北海道開発庁—北海道開発局；北海道開発審議会、②北海道庁；北海道総合開発委員会、③諸政党、の3つになろう。

①の北海道開発庁は、「北海道開発法」(昭和25年5月1日法律第126号)第4条に基づき総理府の外局として昭和25年6月1日発足し、北海道の「開発計画について調査し、及び立案し、並びにこれに基づく事業の実施に関する事務の調整及び推進にあたる」(「北海道開発法」第5条)ことがその役割である。北海道開発局は開発庁の地方部局＝国の直轄事業の執行機関として26年6月4日設立。北海道開発審議会は、内閣総理大臣の諮問機関として24年4月23日に設置された「北海道総合開発審議会」が、開発庁設置に際して改称、開発庁長官の諮問機関となったものである。②の北海道総合開発委員会は、21年7月に北海道庁が開発計画策定のために設置した「北海道総合開発調査委員会」が発展的に解消してできた(24年4月)もので、北海道知事の諮問機関である。これらの地方機関も北海道開発法第3条(「関係地方公共団体は、開発計画に関し、内閣に対して意見を申し出ることができる」)に基づき開発計画案を内閣に提出しており、そのなかにはのちの北海道開発公庫のもとになるような構想もあったが実現には至らなかった。

北海道に公的な金融機関を設立するという考えが具体的に出されてくるのは、債券発行銀行であった北海道拓殖銀行が普通銀行化して以降のことで、¹⁾ それにともなう長期資金不足懸念を背景として北海道開発庁とその諮問機関の北海道開発審議会を中心に開発公庫構想が具体化してくる。その間の経緯は他に譲るが、昭和30年6月には北海道開発審議会による「北海道産業振興開発公社」案が作成、建議されていた。そこでは公社は、資本金は50億円(全額政府出資)、石炭・天然ガス関連工業、農林畜産物・水産加工業、鉱業等に対し、投資、融資または債務の保証を行い、資本金の5倍を限度に債券発行が可能で経営委員会による運営とするなどの構想が示されていた。²⁾

一方、政党のほうでも日本民主党北海道総合開発調査特別委員会が「北海道

開発公社」試案を発表(昭和30年9月17日)し、保守合同後も自由民主党北海道総合開発特別委員会がそれを引き継いでいた(名称を「北海道開発公庫」と変更)。この案は北海道開発審議会案に比して、①第1次産業、インフラストラクチャー、住宅建設などにも投融資する点、②国鉄、電電などの公共企業にも融資をする点などで異なっており、昭和30年12月20日発表の「昭和31年度予算編成に関する件」で自民党は重点施策の1つとして北海道開拓を掲げ、「北海道開発計画を樹立し、これが遂行のため行政機構を強化し、北海道開発公庫(仮称)を設立する」としていた。³⁾ また当時の正力松太郎北海道開発庁長官も独自の「北海道開発株式会社案」をもっており、それは国道に平行する有料道路の建設およびバス会社の総合経営であり、これに将来チタン等の事業を兼営せしめるというものであった。⁴⁾

昭和31年度予算要求においてこれらの構想は自民党案に一本化され、投資90億円、融資210億円の事業計画のもとに、政府出資100億円、債券発行200億円(全額運用部引受け)の北海道開発公庫設立の要求が出された。31年1月16日の大蔵原案での査定は政府出資10億円、債券発行50億円(資金運用部引受け20億円、公募30億円)と大幅に要求を下回るもので、復活折衝によって政府出資10億円、資金運用部借入30億円、債券発行40億円(全額公募)となったが、政府出資は要求の1割にとどまった。開発庁は事業計画を投資5億円、融資75億円と融資中心に修正し、融資対象も石炭・天然ガス関連産業、農林畜水産物の加工工業、鉱業、交通運輸業等と整理縮小した。さらに開発庁と大蔵省、法制局の間での法案調整の結果、管理委員会制度が削除され、以上を骨子とする北海道開発公庫法案が2月10日閣議決定された。

同法案は昭和31年2月27日衆議院国土総合開発特別委員会に付託され、28日に提案理由説明が正力松太郎北海道開発庁長官によってなされた。そこでは、「北海道における産業の振興をはかるため」「産業振興上有望な企業に対し、長期の金融措置と、民間資金の呼び水役割を果たすところの投資とを兼ね行う機関を設置し、基礎施設の整備と相まって、企業の育成助長に役立たしめること」が公庫設立の理由とされた。⁵⁾ 同委員会では、融資特別会計、農林公庫、開銀等との業務分野の調整問題、管理委員会設置問題、等が論点となった。業務分野の調整について、一万田大蔵大臣は、従来政府関係等の機関、たとえば

開発銀行等から出していた資金をやめて北海道開発公庫から出すということはないが、分野を異にしてやるつもりであると答弁した。それに対しては、「そういうことになる」と結局「従来の政府機関の融資を北海道開発公庫の「融資に切りかえるということ」になり、「この公庫が特別に生まれても、それほど大きな寄与をする」ことがなくなるとの反論がなされ、蔵相は、他の公庫との二重の融資はしないが他の公庫の融資していない分野に融資するのだから「プラス・アルファになる」との答弁を行った。⁶⁾ 以上のような点を中心に審議がなされた北海道開発公庫法案は、第18回国土総合開発特別委員会において質疑終了して討論に入り、採決の結果、法案は原案どおり可決された(昭和31年4月11日)。法案は4月12日衆議院本会議に上程、委員長報告のとおり可決された。

次いで法案は参議院大蔵委員会に送付されたが、参議院では衆議院から公庫法案の送付を受けるに先立ち大蔵委員会で提案理由説明聴取、予備審査を行っており、昭和31年4月12日に衆議院からの送付を受けて大蔵委員会に付託し、4月19日以降質疑がなされた。参議院大蔵委員会で主に審議された点は、北海道に関して特に別の開発銀行をつくらなければならない理由についてであった。この点に関しては第19回大蔵委員会で質問が出され、政府側からは白波瀬米吉北海道開発政務次官が、「立地条件の悪さ」、「寒さからくる設備費の増加」、「事業開始から利益確保までの時間の長さ」などの理由から民間金融機関のみでは開発には不十分であるとの答弁をした。第20回大蔵委員会では、だいたい従来の開発銀行あるいは農林漁業金融公庫等と変わりがないので、「従来の開発銀行、農林漁業金融公庫……との関連はどうなるのか」との質問が出され、北海道開発庁企画室副主幹桑原幸信説明委員は「この北海道開発公庫は出資を主として」「考えたわけ」であるが借入依存の資金内容になった結果、「やや北海道開銀というような」「傾向が出てきた」と、質問した小林委員の見解を認めつつも、この公庫が開銀と異なる点として、融資期限が長いこと、出資と債務保証業務を行うことなどをあげ、「開銀の質的補完を加えたものが北海道開発公庫だ」と答弁している。⁷⁾

以上のような点を中心に審議された法案は第22回大蔵委員会において質疑終了、討論を行い、法案は衆議院送付案どおり可決された(昭和31年4月27日)。公庫法案は昭和31年4月30日の本会議に上程されて成立し、5月11日に「北海

道開発公庫法」は法律第97号をもって公布施行された。そして北海道開発公庫は31年6月に設置された。

成立した公庫法の内容はまず、「北海道開発公庫は、北海道における産業の振興開発を促進し、国民生活の発展に寄与するため、長期の資金を供給すること等により、民間の投資及び一般の金融機関が行う金融を補完し、又は奨励する」ことを目的とし(第1条)、資本金は「10億円とし、政府が産業投資特別会計からその全額を出資する」(第4条)とされた。

業務については、公庫は、「北海道において次に掲げる事業を営むもので当該事業に係わる設備(船舶及び車両を含む)の取得、改良又は補修に伴い長期の資金を必要とするものに対して、当該資金の出資若しくは融通又は当該資金に係わる債務保証の業務を行う。①石炭又は可燃性天然ガス工業②農林畜水産物の加工工業③鉱業及び製錬業④産業振興開発に係わる交通運輸業⑤その他主務大臣の指定するもの」(第19条)としており、他の公庫と比べて出資機能および債務保証機能をもつことが特徴的である。同時に、「公庫は、第19条の規定による出資の額の総額と同条の規定による保証に係る債務の現在額の合計額が第4条に規定する資本金の額をこえることになる場合には、新たに出資又は債務保証をしてはならない」(第21条)という制約があった。そのために本編対象期間においては実際には債務保証が行われることはなかった。それは資本金の制約から出資に対してより重点が置かれねばならなかったこと、債務保証の場合その保証利率が年2%と高く設定されており、低利資金供給という要請に応じられないというのが理由であった。⁸⁾ また「公庫は、主務大臣の認可を受けて、金融機関に対しその業務の一部を委託することができる」(第22条)という条項もあったが、本編対象期間においては実際には業務委託の方法はとられなかった。これは貸付1件当りの融資額が高額であり貸付件数が少ないと見込まれたこと、地域開発上の配慮から出融資先の選別が重要であったこと、原資の多くを公募債に依存するため資金コストが高く、採算的に業務委託が困難であったことなどによる。⁹⁾

会計条項に関しては、「公庫の予算及び決算に関する法律」の定めるところによること(第24条)、毎年度の損益計算上の利益金を国庫に納付すべきこと(第25条)、政府から資金の借入ができること(第26条)、業務上の現金を国庫以

外に預託してはならず、余裕金は国債保有、資金運用部への預託以外に運用してはならないこと(第29条)などは他の公庫と同様である。この公庫に特徴的な条項としては、資本金の20倍に相当する金額を限度(ただし債券の借換えのためには、一時その限度を越えることも可能)として、北海道開発債券(以下、「債券」という)を発行することができること(第27条)や、政府が国会の議決を経た金額の範囲内において、債券の元本の償還および利息の支払について保証することができること(第28条)などがある。

上述のような経緯で特定地域の産業振興のための政府金融機関が設置されたことを契機として、同様な条件をもつ東北地方についても、東北開発公庫のような政府機関を設けるべきだとの考えが生じてきた。そのような見解は、①東北7県(新潟県を含む)の各県議会、商工会議所等の地域組織、②東北選出の国会議員、③行政府、等諸主体から出されていたが、その詳細は他に譲る。法案が具体化したのは自民党東北開発特別委員会(昭和31年1月設置)における東北開発公庫案においてである。

東北開発公庫法案(昭和31年11月15日発表)の内容は以下のごとくであった。
①目的—東北における産業の振興を促進し、国民経済の発展に寄与するため、長期の資金を供給することなどにより、民間の投資および一般の金融機関が行う金融を補充し、または奨励する。
②資本金—政府がその全額を出資する。
③対象事業—亜炭・低品位炭・天然ガスの利用工業、砂鉄(チタンを含む)利用工業、鉱業および製錬業、木材利用工業、農林畜産物の加工工業、交通運輸事業、並びに開発機械の整備その他産業の開発育成に必要な事業に対し投資、融資または債務保証を行う。
④資金の借入—政府から借入をすることができる。
⑤債券の発行—資本金の額の5倍に相当する金額を限度として東北開発債券を発行する。
⑥債券の政府保証—政府は国会の議決を経た金額の範囲内において、債券の元本の償還および利息の支払について保証する。¹⁰⁾

この間の大蔵省の立場は、詳細な資料がないため細部は不明であるが、基本的には東北開発公庫の設立に反対であったようである。その理由は、(イ)地域別開発のための金融機関を設立すると、地域間のバランスをかえって著しくする結果を招く恐れがある、(ロ)地域別特殊金融機関の設置がすすむと、既存の開発銀行なり、農林公庫などの業務との調整が面倒な問題となり、融資の実行上か

えって円滑を欠く、(イ)事業計画の小規模な機関でも事務費は相当な額を必要とするから経費倒れになる恐れがある、などであった。¹¹⁾ 財政一般も1000億円減税の実施を理由に、一般会計、財政投融资計画の伸びを極力抑えるものであり、新規公庫公団の新設をいっさい認めない方針をとっていた。そのため代案として日本開発銀行に東北開発部を設けることも示唆された。¹²⁾

その後、鳩山内閣総辞職(昭和31年12月20日)、石橋内閣成立(12月23日)、同総辞職(32年2月23日)、岸内閣成立(2月25日)と政治的には変化があったが、予算編成方針は堅持され、東北開発公庫の新設問題は池田大蔵大臣と自民党東北開発特別委員会との政治折衝に持ち込まれ、結局、政府原案(32年1月14日閣議提出)では北海道東北開発公庫(仮称)120億円(政府出資15億円、政府借入金45億円、債券発行60億円)を計上するという折衷案が提示された。北海道開発庁、自民党北海道開発特別委員会などが反対したが、昭和32年1月27日に予算案が閣議決定され公庫改組案が決定した(計上額は135億円に)。¹³⁾

その後も自民党北海道開発特別委員会と東北特別委員会との折衝は続き、昭和32年2月8日に北海道側が東北側に対し、①北海道開発公庫の改組は認めるが33年度から分離、②改組は北海道開発公庫の附則改正により、同法の大幅改正は行わない、③公庫の名称は北海道開発公庫とするの3条件による譲歩を申し入れ、これに基づく北海道開発庁作成の公庫法改正案が提示されたが、結局、2月25日に自民党北海道東北両開発特別委員会協議会の場で北海道側は再譲歩し、政府原案のまま国会に提出することが決定された。原案内容は以下のとおりである。①名称を北海道東北開発公庫とする。②法案は附則改正でなく本文改正。③北海道開発公庫と東北開発公庫の分離については特に期限をつけず、「なるべく早く分離する」旨を国会通過の際の付帯決議とする。④公庫の主務官庁は北海道開発庁とし、東北地方については経済企画庁の共管を認めるが、できるだけ範囲を限定する。このような了解のもとに、2月28日に「北海道開発公庫法の一部を改正する法律案」が閣議決定された。

「北海道開発公庫法の一部を改正する法律」中の主要事項を概観しておくと、まず題名が「北海道東北開発公庫法」と改められ、第1条(目的)の2として、「この法律において『東北地方』とは、青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県及び新潟県の区域をいう」とされた。第4条(資本金)の「10億

円」が「25億円」とされたが、これは当時の川村松助北海道開発庁長官の提案理由説明によれば、「公庫の業務拡大」、「北海道における産業開発を一そう積極的に推進することのほか、東北地方における長期資金供給の義務を行うために必要」とされた改正であった。第19条(業務の範囲)第1号、「石炭又は可燃性天然ガスの利用度の高い工業」は、「石炭又は可燃性天然ガス又はその他の未開発鉱物資源の利用度の高い工業」と改められた。第26条(借入金)では、「公庫は、主務大臣の認可を受けて、政府から資金の借入をすることができる」という条項が「公庫は、主務大臣の認可を受けて、政府から長期借入金をすることができる」とされ、また北海道東北開発債券を発行して資金を調達しようとする場合、その発行までの資金繰り上必要があるときは、当該債券の引受契約の成立が確実である場合に限り、発行しようとする金額の限度において、債券の発行により調達する資金の前借りとして、主務大臣の認可を受けて、政府から短期借入金をすることができる、という条項も付け加えられた。これは提案趣旨説明によれば、「起債市場の事情等により債券発行が遅延する場合等」においても「短期借入金により資金を調達」して「公庫の業務の円滑な運営をはか」るための改正であった。附則第6条により「経済企画庁設置法」が一部改正されて、経済企画庁が監督官庁の1つとなった。これは提案趣旨説明によれば、本公庫の営業区域が東北地方に拡大する結果、東北地方における産業の開発に関する事務を担当している経済企画庁を、公庫業務のうち東北地方に係る業務の監督官庁として加える必要があることによるものであった。¹⁴⁾

「北海道開発公庫法の一部を改正する法律案」は昭和33年3月2日政府提案(内閣提出第65号)として第26国会に提出、衆議院国土総合開発特別委員会に付託された。同法審議の過程では、3月6日の同委員会において、林唯義委員(自民党)が、北海道と東北は経済基盤を異にしているから別の公庫を設立すべきとの考えを示したのに対し、説明委員として出席した吉村眞一大蔵事務官(主計官)は、「地域的な特別の開発ということのための特別な金融という面におきまして、北海道及び東北は、特別の地方として金融を見ようということでございますから、その面におきまして一つの金融機関で扱う、そういう考え」である旨の答弁を行ったが、直ちに林委員から、北海道開発公庫は「北海道の特殊事情を前提」としており、「日本開発銀行は全国の産業に向かってそれぞ

れの施策を行う」ようになっているのだから、「北海道開発公庫をいじらなくても、開発銀行の中に窓口を設けて」行うのが必要と反論され、「確かに、開発銀行の特殊な部門といたしまして、東北金融を扱わせるという考えも、構想としてはあった」が、「その後のいろいろな交渉の結果、東北と北海道と別々に公庫がほしいという要望の折衷として、一つになったよう」であると答弁している。また公庫の将来像に関しては、林委員が、分離するのか否か、分離するならばその際に既発行債券の分割はどうするのかなどの質問を提起し、田上辰雄北海道開発庁次長は「一応現在提案いたしておりますような内容で進めて参るほかないと考える」と答弁した。中山栄一北海道開発政務次官は、北海道には北海道の特殊事情があり、東北にも東北の特殊事情があるので、「理想を言えば二つの独立した公庫を立てるべきだと思」うが、現在の段階においては「今度提案いたしまして御審議願うような形が、一番理想的な形」ではないかとの答弁している。¹⁵⁾

監督官庁の複雑化に関しても、答弁に立った田上委員は「今度新たに東北が加わることによって経済企画庁が入りましたために、監督上いろいろ複雑化を来すという根本の問題については、お話の通り」と認めている。竹谷源太郎委員(社会党)からは「このような政府部内においても、あるいは与党との間に意見の調整も見えない法案は」「政府としては引っ込めまして、慎重考究の上出し直すべきである」との意見も出された。¹⁶⁾ この問題については池田勇人大蔵大臣も、「一緒にやった方が、事務の簡捷その他から見てもいいという結論」であって「将来の問題」としては「仕事の分量その他によって考えることにしたい」旨の答弁に終始した。

そのほか投融資対象に関する資本規模制限の緩和、経営管理委員会設置など、北海道開発公庫法案審議時に出された問題が再度検討された。本法案は昭和32年4月5日、第11回国土総合開発特別委員会において質疑終了、討論に入り、川村善八郎委員(自民党)が付帯決議付きで政府原案に賛成の討論を行い、次いで北山愛郎委員(社会党)も政府原案賛成の討論を行い、採決の結果、法案は原案どおり可決、付帯決議についても付することに決した。¹⁷⁾ 改正案は同日衆議院本会議上程、委員長報告どおり可決された。

次いで法案は参議院大蔵委員会に送付されたが、同委員会では法案送付に先

立ち、昭和32年3月7日に提案理由説明を行うなど予備審査に入っており、4月12日以降質疑に入った。参議院では、①従来の北海道総合開発第1次5カ年計画に大きな経費を費やしたにもかかわらず、その達成率が悪いのはなぜか、②東北地方を加えて別々の開発計画に基づいて投融資を行っても効率が上がるか、③東北地方の投融資対象事業とその貸付資金計画はどうなっているか、④主務官庁の問題で北海道開発庁に対応するような東北開発庁ないしは国土開発省を設置する意思の有無、等が主要論点となった。改正法案は4月25日に質疑を終了し討論に入り、社会党はいくつかの要望を出したうえで賛成の討論を行い、次いで自民党が公庫の資金量を後年度において増額すべきことを要望して賛成の討論を行った。北海道開発公庫法一部改正法案は採決の結果、原案どおり可決され、翌26日に参議院本会議で政府原案どおり可決成立し、4月27日に昭和32年法律第82号として公布され、法律名は「北海道東北開発公庫法」と改称された。¹⁸⁾

昭和48年度までの公庫の収支をみると、本公庫が投資機能をもつため、収入には貸付金利息と配当収入が計上されているが、配当収入はごく少なく、決算書でも分割されていない年があるため両者をまとめている。ちなみに貸付金利息+配当収入に占める配当収入の割合は、最大でもわずかに0.09%(昭和46年度)である(48年度まで)。これは本公庫の投資が融資に比べ極端に小さいからで、貸付+出資に占める出資の割合(年度末残高ベース)は最大でも1.37%(49年3月末)となっている。運用収入は34年度から計上されているが、これは決算書の分類に従ったものであり、34、35年度については、それ以前雑収入中に計上されていた有価証券利息と預け金利息を別途計上したものである。36年度以降は有価証券利息のみの数字である。有価証券は国債が主であり、その運用益が計上されているが、これは余裕金の運用の範囲内でのものである。預け金利息は公庫法第30条による、業務上必要資金の銀行等への預入れに基づくものである。支出は支払利息が大宗を占め、決算上、38年度までは借入金利息と債券利息に分けられる。35年度までは借入金利息が債券利息を上回っていたが、北海道東北開発債券の発行高増加にともない36年度以降債券利息が借入金利息を上回っている。

〔注〕

- 1) 戦前の特殊銀行の普通銀行化過程については、大蔵省財政史室編『昭和財政史—終戦から講和まで』第13巻「金融制度」編(昭和58年、東洋経済新報社)、第4章参照。
- 2) 財政調査会編『国の予算』(昭和31年度)、703ページ。
- 3) 同上、785ページ。
- 4) 同上、703ページ。
- 5) 『第24回国会衆議院国土総合開発特別委員会議録』第1号、4ページ。
- 6) 同上、第17号。
- 7) 『第24回国会参議院大蔵委員会議録』第19、20号。
- 8) 『北海道東北開発公庫二十年史』(昭和52年)、137ページ。
- 9) 同上、116-17ページ。
- 10) 同上、117ページ。
- 11) 同上、119ページ。
- 12) 同上、117ページ。
- 13) 同上、119ページ。
- 14) 『第26回国会衆議院国土開発特別委員会議録』第3号、2ページ。
- 15) 同上、第4号。
- 16) 同上。
- 17) この付帯決議のなかで運営協議会を設置することが要望されていたが、昭和32年10月に北海道東北開発公庫運営協議会が、総裁の諮問機関として設置された。
- 18) 『第26回国会参議院大蔵委員会議録』、『第26回国会参議院会議録』第30号。

6 公営企業金融公庫

地方公共団体の資金調達のための公的金融機関設置の構想は、戦前からみられたが、¹⁾ 本格化するのは戦後地方財政制度の形成期以降である。

戦後、地方債の消化は民間資金および預金部(のち資金運用部)資金によるという原則が確立されたが、現実には地方債の消化は容易ではなく、内務省解体後の地方財政委員会(昭和22年12月7日法律第155号、地方財政委員会法による一施行は翌年1月7日)においても災害対策、地方公共団体金融円滑化のための「地方自治金庫」のようなものが構想されていた(昭和23年初頭)。²⁾ この構想をより具体化したものが地方財政委員会による地方公共団体中央金庫案であり、その概要は資本金を政府と地方公共団体の折半出資により、業務は地方債の引受け、災害復旧事業資金の融通、地方債の保証、地方戦災復旧事業資金の調達等を行うというものであった。³⁾

この構想に対して大蔵省は、要旨以下のように反対した。①地方団体に対する金融は地方銀行を中心として行われており、地方団体の財政が健全であればそれに対する金融も地方銀行を通じて円滑に行われるはずである。②だから地方団体の金融難を緩和するためには、その財政の健全化が前提である。③地方団体の中央金庫を設立すれば、一般金融機関の協力を失い、かえってその金融難を助長する。④地方団体の公庫への依存性を高める可能性があり、財政再建に悪影響を与える恐れもある。⑤現在の預金部を中心とする地方債消化の事務の改善を図れば十分解決するなどである。⁴⁾

また当時はGHQも政府出資の特殊銀行の設置に反対の意向を示しており、⁵⁾ それらの事情から地方公共団体中央金庫案は「地方財政法」中にとり入れられなかった。

その後、昭和24年5月に来日したシャープ使節団の「日本税制報告書」(いわゆる「シャープ勧告」、24年9月15日公表)においては、地方債発行の制限を除去し、一定の規律のもとでの民間公募を中心にすることが考えられていた。⁶⁾ 同時に、シャープ勧告のなかでは地方財政に関して、当時国と地方の財政調整を担当していた地方税審議会と地方自治庁(昭和24年6月1日発足)について、「何れも現在のところ地方財政委員会として活動するには全く不適當である」との指摘がなされ、新たな地方財政委員会の設置の必要性が述べられており、地方行政に関しても、「市町村、都道府県、国にはそれぞれいかなる行政機能を行わせるのが適當であるか—また、その2つまたはそれ以上を連合して行うべき機能は何であるか—ということを勧告させるためには、臨時「地方行政組織」調査委員会を組織すべきである」としていた。⁷⁾

前者に基づいて設置されたのが(第2次)地方財政委員会(昭和25年5月30日独立行政機関として発足)で、後者を受けて発足したのが地方行政調査委員会議(昭和24年12月24日に総理府の機関として設置)であった。このうち地方団体金融機関の設置に関して勧告を提出したのは地方行政調査委員会議であった。同会議は昭和26年9月22日の「行政事務再配分に関する第2次勧告」のなかで、地方債に関しその発行を原則的に地方公共団体の自由とし、現行の制限はすべて廃止すべきだとし、地方財政の健全を図り、地方債の信用を確保するため、次の措置をとることが必要であるとした。それは5項目からなるものであったが

4項めに、「財政力の貧弱な地方公共団体の借入を容易にするため、地方債資金供給のための金庫の制度を設け、あるいは国又は都道府県が償還を保証する等の措置を考慮すること」とし、地方債資金供給のための金庫として「地方債金庫案」を提唱していた。それには次のような補足説明として、「地方債を一般公募するとなれば財源の豊かな地方公共団体について非常に有利な位置に立つが、財政力の貧弱な地方公共団体とくに市町村は実際に資金を借入れることが非常に困難になることが予想される。この欠陥を補うために、第1次的には地方公共団体の全国組織が、第2次的には国が貧弱な地方公共団体の地方資金供給のための金庫を設けることが適当である……但し勧告のいう金庫はかつて一部において唱えられた地方公共団体中央金庫のようにすべての地方公共団体の地方資金の引受を目的とするものではないことに注意すべきである」とし、23年度に構想された地方団体中央金庫との相違を強調していた。⁸⁾

しかしこの構想も講和発効、独立後の地方財政改革のなかで実現せずに終わった。とはいえ、戦後の地方財政の膨張(6・3制実施にともなう教育費増加、自治体警察、消防の拡充による歳出増加、等)により地方財政の逼迫、地方債の発行要求増大という事情に変わりはないため、地方債発行条件改善のための公的金融機関の設置要求は毎年のように出された。それらの構想は昭和32年の公営企業金融公庫設立までいずれも実現しなかった。それらを列挙しておけば以下のごとくである。⁹⁾

- 昭和27年度予算要求時……災害復旧金融機関設置構想
- 昭和28年度予算要求時……地方公共団体中央金庫構想(地方制度調査会答申)
- 昭和29～31年度予算要求時……地方債証券公庫構想

これらの構想に対する大蔵省の対応は、基本的には資金運用部資金と民間での地方債消化で十分とのものであったとみられる。しかし、昭和30年度には地方財政の赤字問題が重大化し、予算補正において160億円の臨時地方財政特別交付金を交付せざるをえない状況になっていた。このような状況を背景として32年度に自治庁より「公営事業金融公庫」設立要求が出されたのである。

自治庁のプランには、公庫の業務目的や業務範囲についてやや曖昧な点があったため、地方公営企業のために必要な地方債について、一般金融機関の行う

金融を補完するという趣旨で、業務目的や業務範囲の限定がなされる、というような経緯を経て、「公営企業金融公庫法案」が、昭和32年2月28日に閣議決定をみ、3月4日第26国会に提出された。まず同法案は衆議院地方行政委員会に付託・審議され、同委員会では3月22日に質疑を終了、原案どおり可決された。衆議院本会議では同法案に対する審議が3月26日に行われ、門司亮地方行政委員長の報告ののち、委員長報告どおり可決、参議院に回付された。参議院では、3月7日から地方行政委員会において予備審査の形で審議が開始され、衆議院からの正式な送付後の30日に質疑を終了、原案どおりに可決された。参議院本会議における同法案に関する審議は31日に行われ、本多市郎地方行政委員長の報告ののち直ちに採決に入り、委員長報告どおり可決した。これにより、「公営企業金融公庫法」は32年4月27日に公布(昭和32年法律第83号)、即日施行された。

公営公庫の収支をみると、資金調達に公庫債および貸付金の回収金(その他受託貸付がある)によるもので、支払利息は債券の利息である。公庫債は政府保証のついた公募債券と縁故募集による債券がある。公募債は、日本興業銀行を受託銀行として、都市銀行(日本長期信用銀行を含む)、地方銀行、信託銀行、証券会社をもって構成するシンジケート団が引き受ける。縁故債は都道府県恩給組合、地方公共団体等が引き受けるものである。¹⁰⁾ 昭和42年度以降、一般会計からの受入れが計上されているが、これは予算による利子補給金(一般会計自治省所管公営企業金融公庫補給金)であり、公営公庫の行う水道事業向け低利融資に対するものである。

(注)

- 1) 三好重夫内務書記官による「地方団体中央金融金庫設置の提唱」(昭和13年)がそれである。詳細は『公営企業金融公庫五年史』(昭和37年)、99-110ページ。
- 2) 大蔵省財政史室編『昭和財政史—終戦から講和まで』第16巻「地方財政」(昭和53年、東洋経済新報社)、105ページ。
- 3) 内務省解体と地方財政委員会の設置については、同上、81-105ページ。
- 4) 詳細は「地方団体中央金庫に関する件」(昭和23年3月2日)(同上、119-21ページ)。
- 5) 前掲、『昭和財政史—終戦から講和まで』第16巻「地方財政」、112ページ。昭和23年6月に連合国総司令部経済科学局財政課金融係長ビーブラットの談話で新たな特殊金庫(地方庁のための中央銀行も含む)の設立に容認できない旨が新聞発表された。
- 6) シェアアップ勧告のなかで地方債に関する部分は、前掲、『昭和財政史—終戦から講和ま

で」第16巻「地方財政」, 536-37ページ参照。

7) 同上, 537ページ。

8) 『公営企業金融公庫五年史』, 166ページ。

9) 詳細は, 同上, 170-254ページ参照。

10) 『国債統計年報』。

7 中小企業信用保険公庫

戦後の政策的な中小企業信用補完制度は, 中小企業信用保険特別会計(「中小企業信用保険特別会計法」(昭和25年12月14日法律第265号)による設置)による保険業務(長期で比較的大口)と, 地方自治体の出捐を基盤とした地方ごとの信用保証協会の債務保証(短期で比較的小口)の2つを中心にしていたが, 昭和30年代に入っていくつかの問題が生じていた。それは両制度の基金面の強化の必要性和, 機能・業務分野の調整¹⁾にかかわるもので, まず31年6月に内閣に設置された中小企業振興審議会において論議され, 11月の中間答申のなかで「両制度の運営においてはある程度担当分野を調整し, 統一的かつ能率的な運用を行うよう考慮すべきである」との答申がなされた。²⁾

昭和32年度予算においては通産省から, 中小企業信用保険公社出資金30億円の要求が出されたが, その内容は, 信用保証協会の保証機能の増大と中小企業信用保険業務の改善に資するため新たに中小企業信用保険公社を設置し, 中小企業信用保険特別会計を廃止して, 同業務を公社において運用させ, また単位保証協会に対する資金援助等を行うというもので, このために産投会計から同公社に対し30億円の出資を要求するものであった。

その要求は昭和32年度には実現しなかったが, 33年度には通産省は「新通商産業政策」を発表し, その中小企業振興対策のなかで, 財政資金の投入や「中小企業信用保険事業団(仮称)」の新設による信用保証と保険業務の拡充を要求しており, 一万田大蔵大臣も中小企業に対する新たな信用補完機関として「中小企業信用保険公社」の設立を表明し(32年7月), 前尾通商産業大臣, 岸総理大臣も「中小企業信用保険事業団」構想を33年度中小企業対策の重点とすると言明していた。³⁾

以上のような状況を背景として, 大蔵省でも信用補完制度整備改善の問題を

金融制度上の問題として金融制度調査会に諮問した。昭和32年8月5日に32年度第1回の金融制度調査会が開かれ, その場で信用補完制度に関する問題点を整理するための専門委員会の設置が承認された(主査, 亀山甚委員—当時全国地方銀行協会会長)。同専門委員会は「信用補完制度に関する問題点」を同年11月19日の第3回金融制度調査会に提出したが, そこでは以下のような問題点が指摘されていた。⁴⁾ ①信用保険制度と信用保証制度の機能および業務分野の調整—両制度の併存は妥当か。併存するならば, その機能・分野調整の仕方。両制度を一元化する場合は保証制度, 保険制度のいずれに重点を置くべきか。また総合的成果を発揮させるために新たな機構をつくる必要があるのかといった問題。②信用保証協会の機能強化—同協会の保証の基盤となる基金が, 地方財政の窮乏から増額が期待できない状況のもとでいかにして基金の増大を図るか。また保証協会が各都道府県ごとに孤立しているという組織上の問題や, 全部保証制度を改め部分保証の増大を図るなどの機能上の問題。保証協会に国が直接・間接に財政援助をする場合の, 国の監督のあり方の問題。③信用保険制度の改革—財政資金の効率的運用を図るという観点から, 融資保険等保証協会の業務と競合する種類の保険は整理する必要があるのではないかという点, また年々生ずる特別会計の赤字をどう改善するのかという問題。

これらの問題点の検討は昭和32年11月19日の第3回金融制度調査会でなされ, 最終的には通産省から33年度予算要求として提出されている中小企業信用保険事業団の構想を検討すべく, 小委員会⁵⁾の設置が決められた。中小企業信用保険事業団の構想とは, 中小企業信用保険特別会計を吸収し, 新たに産業投資特別会計より176億円を繰り入れ, 合計200億円の資本金(特別会計の資金30億円のうち6億円は保険会計の累積欠損の補填に充当)をもって事業団を設置するというものであった。そして, その資金を信用保証協会の保証基金と商工中金への預金に充当してそれぞれの機関に資金を供給するとともに, 利子収入を保険会計の赤字補填に充てるという運用が考えられていた。

同小委員会は, 昭和32年11月29日と12月4日の2日間開催され「信用補完制度に関する小委員会の意見」並びに「中小企業信用補完制度に関する答申(案)」を提出したが, その内容は要旨以下のとおりであった。⁶⁾ まず機能・業務分野の調整については, 中小企業者に対する信用補完についてはすべて信用

保証協会の保証によるものとし、中小企業信用保険特別会計は信用保証協会の債務保証に対する再保険機能を営むこととしている。次いで、両制度の関連性強化については、信用保証協会が中小企業者等の債務を保証した場合、当該保証債務をすべて中小企業信用保険特別会計の包括保証保険⁷⁾に付保する方針とするとし、中小企業信用保険特別会計の個別保証保険は廃止することとしている。また、経理面の合理化については、中小企業信用保険特別会計については、保険逆選択制を廃止することにより収支の改善を図るとともに、保険料率についても再検討することとしていた。予算上の措置については、信用保証協会の強化と業務拡大のため、国の財政による援助の措置を講ずることとしていた。そして機構については、中小企業信用保険特別会計を発展的に解消し、なんらかの新機構を設立することを政府において検討することが望ましい、との意見であった。第4回金融制度調査会(12月5日開催)では、以上の小委員会結論について審議がなされ、大筋において了承された。新機構の内容については、独立性の強い「事業団」の構想もあったが、財政投資額・予算規模から国の相当な監督下に置く必要があるという考え方により「公庫」という形態になったものである。

中小企業信用保険公庫法案(以下、公庫法案)は昭和33年2月21日に、中小企業信用保険公庫法の施行にともなう関係法律の整理等に関する法律案(以下、整理法案)は同月28日にそれぞれ閣議決定され、それぞれ2月24日、3月1日に第28国会に提出された。衆議院に提出された両法案は商工委員会に付託、審議されたが、そこでは主に整理法案中「中小企業信用保険法の一部改正」が問題となった。改正の概要は以下のとおりである。

(1) 包括保証保険は、中小企業者1人当りの最高限度額が50万円である第1種保険と、最高限度が500万円である第2種保険の2種類とし、特別会計当時のごとく、小企業者のみに適用するという制限は廃止し、広く中小企業者全部を対象とするよう範囲を拡大するとともに、中小企業者1人当りの最高限度額についても、20万円から大幅に引き上げる。填補率については90%を70%に引き下げ、包括保険の拡充にともない信用保証協会の保証態度が放漫にならないようにする。保険料率については政令事項であるが、現行の包括保証保険の年1分4厘6毛をさらに引き下げ、とくに零細保証については、その積極的な推進を可能ならしめるように、第1種保険中20万円までのものは年7厘、20万円

超50万円までは年9厘とし、第2種保険については年1分3厘とする。

(2) 普通保証保険は原則として1件当たり50万円超の保証についてのみ適用するとともに、中小企業者1人当りの最高限度を1000万円(組合の場合は3000万円)から700万円(同1000万円)に引き下げる。填補率は70%から60%に引き下げ、料率は年2分を2分5厘とする。普通保証保険の適用範囲を50万円超に限定したのは、今後の信用保証協会の債務保証は包括保証保険によるべきであるが、50万円超の比較的大口の保証については各信用保証協会の保証態度、保証能力との関係もあって全面的に包括保険に付保せしめるのは当面困難であるので、暫定的に普通保証保険の道を残したものであり、1人当りの限度額を引き下げたのは、信用補完をできるだけ広範な中小企業者に対して行うためであり、填補率の引下げ、保険料率の引上げは、普通保証保険を存置させつつも、できるだけ包括保証保険への移行を推進しようとする趣旨である。

(3) 融資保険は1件当たり貸付金が50万円超のものについてのみ適用するとともに、填補率は80%を50%に引き下げる。また1人当りの最高限度を1000万円から7000万円に引き下げる(組合の場合は3000万円のまま据置き)。融資保険の範囲を50万円超に限定したのは、一挙に融資保険を廃止するのが困難であるので、大口金融についてのみ暫定的に融資保険を存置させるためである。限度額の引下げは、普通保証保険の場合と同様の理由である。

(4) 小口保証保険および金融機関を相手とする保証保険は廃止するものとする。

(5) 包括保証保険制度への移行を円滑にするため交付金制度を創設し、公庫は包括保証保険契約を締結している信用保証協会に対し、業務の方法で定めるところにより、1事業年度内において事故率が低く信用保証協会が受け取る保険金の額が支払保険料の額を下回る場合、その下回る額の一部に相当する金額を当該信用保証協会に交付することができる(整理法にともなう「中小企業信用保険法」第9条の8の改正)とし、同様に、回収率が高く公庫に納付した金額が公庫から支払われた保険金の額に一定率を乗じて得た額を上回る場合、その上回る額の一部に相当する金額を、当該信用保証協会に交付することができる(整理法にともなう「中小企業信用保険法」第9条の9の改正)ものとする。⁸⁾

衆議院商工委員会では、この「中小企業信用保険法」の一部改正をめぐって

昭和33年3月26日、同委員会の内田常雄委員を委員長とする小委員会を設置し、審議を行うこととした。4月1日、同小委員会の結論が出され、商工委員会に提出されたが、その内容は要旨以下のとおりであった。

「中小企業信用保険法」の改正に関し、(1)包括保証保険に関する点として、第1種包括保証保険について、政府案では、填補率70%、保険料率は、融資額20万円までのものは年7厘、20万円超50万円までのものは年9厘としている。このうち、填補率については一応これを了承するが、保険料率については7厘および9厘と区別するのは不適當で、一律に年7厘とすべきである。(2)普通保証保険に関する点として、政府案では、填補率60%、保険料率を年2分5厘としているが、填補率については、現行のとおりの70%とすべきであり、保険料率についても現行どおり、年2分に定めるべきである。

以上の小委員会報告をもとにして商工委員会では、整理法案中、普通保証保険の填補率を政府原案の60%から70%に修正したうえで、公庫法、整理法の両法案を可決し、両法案は昭和33年4月4日衆議院本会議に上程、同日委員長報告どおりに可決、参議院に回付された。参議院では、両法案は直ちに商工委員会に付託、審議され、4月23日両法案とも衆議院修正案どおりに可決、本会議に即日上程、可決成立した。これにより、「中小企業信用保険公庫法」(昭和33年4月26日法律第93号)と「中小企業信用保険公庫法の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律」(昭和33年法律第94号)が公布・施行され、「中小企業信用保険特別会計法」が廃止された。⁹⁾ 公庫法に基づいて33年7月に中小企業信用公庫が設置された。

さて成立した公庫法では、公庫は「中小企業者の債務の保証につき保険を行うとともに、信用保証協会に対してその業務に必要な資金を融通することにより、中小企業者に対する事業資金の融通を円滑にすること」(第1条)が目的とされており、資本金に関しては、「経済基盤強化のための資金及び特別の法人の基金に関する法律」(以下、経済基盤強化法と略記)が公庫法成立時に未成立であったが、「政府の一般会計からの出資金20億円、経済基盤強化のための資金及び特別の法人の基金に関する法律(昭和33年法律第 号)第10条の規定により同法第11条第1項第2号に掲げる保険準備基金に充てるものとして政府から出資された65億円及び附則第8条¹⁰⁾第2項の規定により政府から出資があった

ものとされた金額の合計額」(第4条)とされた。

業務範囲については、「1. 中小企業信用保険法による保険を行うこと、2. 信用保証協会に対し、その保証債務の額を増大するために必要な原資となるべき資金及びその履行を円滑にするために必要な資金の貸付を行う」とされたが(第18条)、同条第2項において、保険および融資業務の総額について国会の議決が必要であることが明記された。

会計条項に関しては、「公庫の予算及び決算に関する法律」(昭和26年法律第99号)による点(第21条)は他の公庫同様であるが、経済基盤強化法による出資(65億円)と中小企業信用保険特別会計の保険基金および積立金に相当する金額によって、「保険準備基金」を設置すること(第22条第1項)、一般会計からの出資(20億円)と中小企業信用保険特別会計の融資基金に相当する金額によって「融資基金」を設置すること(同第2項)が異なる。基金の経理については政令および他の法律で定めることとなっており(同第3項)、経済基盤強化法で、同法により一般会計から出資を受けた金額を「公庫の保険事業の損益計算上損失をうめるための保険準備基金」に充てなければならないことが規定され(「経済基盤強化法」第11条第1項第2号)、「保険準備金を取りくずした後において、その保険事業の損益計算上利益を生じたときは、その利益の額に相当する金額を」「取りくずした金額に達するまで、同基金にくみ入れなければならない」(第15条第2項)とされた。利益および損失の処理に関しても他の公庫と異なり、当初は国庫納付金の規定がなく、「公庫は、毎事業年度の損益計算上利益を生じたときは、これを積立金として積み立てなければならない」とされ(第23条第1項)、また「毎事業年度の損益計算上損失を生じたときは」「積立金を取りくずして整理し、なお不足のあるときは、その不足の額は、資本金を減額して整理しなければならない」(同第2項)となっていた。本公庫が他の公庫と違い保険業務という特殊な業務を行っているので、積立金を厚くする必要上このようになったとみられる。しかし、昭和34年の法律改正(昭和34年3月20日法律第28号)により、産業投資特別会計から出資を受けるようになり、その際第23条も改正されて国庫納付金条項がつけ加えられ(第23条の改正)、積立金として積み立てられる額が、損益計算上の利益の「百分の五十に相当する額」となった。

余裕金の運用等も他の公庫と異なり、「公庫は、資金運用部に預託する場合を除いては、業務上の余裕金を運用してはならない」(第24条第1項)として、国債の保有による余裕金の運用を禁止している。これは、公庫が中小企業信用保険特別会計を継承して設立された公庫であるため、特別会計時と同様に資金運用部への預託のみを認めたものと考えられている。同条第2項で「公庫は、業務に係わる現金を国庫以外に預託してはならない」と規定されており、同時に業務に係わる委託金融機関が法律上定められていないため、業務に係わる保険金の支払、保険料収入、信用保証協会への貸付・元利金回収は、すべて日本銀行の本公庫預託金の口座を通じて行われている。以上のように中小企業信用保険公庫の会計条項は他の公庫と異なる点が多い。

公庫法の改正は、まず「経済基盤強化のための資金及び特別の法人の基金に関する法律」(昭和33年7月11日法律第169号)成立にともない、一般会計から同法に基づく保険準備基金65億円受入れがなされ、基金に属する現金の管理等の規定(第12条)、基金の取崩しの制限の規定(第15条)等が明記された。昭和34年の改正では前述したように、産業投資特別会計から出資(10億円)を受け、国庫納付金条項がつけ加えられた(昭和34年3月20日法律第28号)。その後、産業投資特別会計および一般会計から出資のあるごとに資本金額を法律改正によって変えていたが、昭和39年3月31日法律第45号により、政府の出資があったときは、その出資額により資本を増加するものとする」とされ、増資にともなう法律改正の必要はなくなった。

中小保険公庫の収支は保険業務を主にしているため、保険金収入と回収金が収入中で大きく、支出中では保険金支払が大きい。また収入中の基金収入は、保険準備基金の運用益である。

〔注〕

- 1) 信用保険制度が小規模企業への傾斜を強めたことによる。
- 2) 『中小企業信用保険公庫二十年史』(昭和54年)、105ページ。
- 3) 『中小企業信用保険公庫五年史』(昭和37年)、108-9ページ。
- 4) 『第7回銀行局金融年報』(昭和33年)、68-69ページ。
- 5) この小委員会は前述の亀山委員を主査とし、土屋清委員(朝日新聞論説委員)、藤原楠之助委員(日本中小企業団体連盟副会長)、村瀬直養臨時委員(前商工組合中央金庫理事長)、田中猛臨時委員(全国信用保証協会連合会会長)からなっていた。

- 6) 前掲、『第7回銀行局金融年報』、71-72ページ。
- 7) 包括保証保険制度は、昭和31年の「中小企業信用保険法」の改正(昭和31年法律第30号、31年3月26日公布、4月1日施行)によって新設されたもので、信用保証協会が、債務の保証を行うと同時にその保証につき自動的に政府との間に保険関係が成立するものである。包括保険制度の実施以前は保証協会が債務を保証した場合、政府との間で保険関係を成立させるかどうかは保証協会の判断であり(逆選択制)、よりリスクの高い債務について保険関係が結ばれることになり、それが中小企業信用保険特別会計の赤字の原因の1つとされていた。
- 8) 『中小企業信用保険公庫五年史』、129-32ページ。
- 9) 同上、131-36ページ。
- 10) 附則第8条は以下のとおりである。「中小企業信用保険特別会計の廃止の際現に中小企業信用保険法による保険事業及び信用保証協会法第20条の2第1項の規定による資金の貸付の事業に関し国が有する権利及び義務(中小企業信用保険特別会計が国の他の会計に対して有する権利及びこれに対して負う義務を含む。以下同じ。)は、公庫の成立の時に於いて公庫が継承する。
2 前項の規定により公庫が国の有する権利及び義務を継承したときは、その継承の際における中小企業信用保険特別会計の保険基金、融資基金及び積立金の合計額は、政府から公庫に出資されたものとする。」

8 医療金融公庫

医療施設整備のための金融的措置に関する構想や要求は、戦後昭和26年ごろから「医療資金融通法(仮称)」制定に基づく民間医療機関向け融資特別会計の構想や、「医療金融公庫法案」の国会提出への動き(昭和28年)等があったが、どれも実現しなかった。そのような要求への対応として、国民金融公庫で医療向け貸付が行われるようになり(昭和26年度以降)、中小企業金融公庫においても医療部門への融資が行われるようになった。¹⁾

公庫の設置構想が本格化したのは昭和32年度であったが、33年度予算要求は見送られ、正式に予算要求が出されたのは34年度のことである。大蔵省側は、私的医療機関に対する融資は中小企業金融公庫および国民金融公庫によって行われているので、新たに金融機関を設ける必要はないとの立場であり、34年度の医療金融公庫新設は見送りとなった。その際、医療制度の適正なる運営を図るという名目で医療制度調査費が、厚生省所管一般行政費として計上された。これは医療制度調査費(181.3万円)と病院実態調査費80.5万円からなっており、

「予算折衝の過程において「医療金融公庫(仮称)」を設立し、私的医療機関に融資を充実して、医療機関の適正な配置をはかるという構想があったが、現在国民金融公庫及び中小企業金融公庫により……(略)……融資が行われており(32年度実績で33億円)新たに公庫を設置することは財政資金の統一的運用への見地等から問題があるので、当面は見送りとし、医療制度調査会の部会において医療金融の問題を検討することになった」²⁾ ために計上されたものであった。なお医療制度調査会は、「厚生省の設置法の一部を改正する法律」(昭和33年法律第139号)により新たに設置されたもので、医療機関に関する事項、医療関係者に関する事項等、医療制度の基本問題を審議するものであった。

翌昭和35年度予算要求の過程でも医療金融公庫設置の要求は強く、自民党の「昭和35年度予算編成基本方針」³⁾においても「医療金融機関を設置する」ことが盛り込まれていた。厚生省要求の要旨は、(1)医療事業の特殊性にかんがみ、私的医療機関に対し、その整備を促進するに必要な資金の融通をする、(2)対象一診療所、病院、共同利用施設、薬局等の整備資金の貸付。条件一年6分5厘、10年以内(2年据置き)、(3)政府出資15億円、資金運用部借入35億円、計50億円、であった。⁴⁾ なお、当初の予算要求では初年度政府出資金10億円、政府借入金10億円の計20億円であったが、自民党の医療対策特別委員会が不十分として厚生省に追加要求して上記要求額となった。⁵⁾ 大蔵省は前年とほぼ同様の理由でこの要求を認めなかった。それは、(1)私的医療機関に対する融資は、中小企業金融公庫および国民金融公庫によって行われている(33年度実績約38億円)、(2)医療事業に対しては、社会保険診療報酬の改訂、所得税の軽減等の措置を講じているので、融資面においてさらに優遇すべき理由に乏しい、(3)医療事業に対しての公庫の新設等、金融上の特例を認めるとすれば、他の業種に波及し、金融制度を混乱させる恐れがある、(4)34年度において、新たに医療制度調査会が設けられ、医療金融の問題もこの調査会において検討することとなっている、の4点であった。⁶⁾

しかし最終的には、政治折衝の結果、昭和35年1月9日には公庫設置の方向が決定し、1月13日の閣議資料においては、政府出資10億円、資金運用部借入金20億円という査定になった。その後、法案作成過程に入り、35年2月9日に法案要綱が閣議決定され、2月10日に第34通常国会に上程、衆議院社会労働委

員会に付託された(2月25日)。同委員会は4月28日に公庫法案を原案どおり可決すべきものと決定、5月6日には衆議院本会議において委員長報告どおり可決、同日参議院に送付された。参議院では2月25日以降、社会労働委員会において公庫法の予備審査が行われており、5月19日同委員会は衆議院送付の原案どおり可決すべきものと決定された。しかし衆議院本会議での安全保障条約審議の混乱により、20日以降、参議院本会議が開かれず、公庫法案は6月8日に再開された参議院本会議で委員長報告のとおり可決成立し、同年6月11日「医療金融公庫法」(昭和35年法律第95号)が公布・施行された。⁷⁾

成立した公庫法は、「国民の健康な生活を確保するに足りる医療の適正な普及向上に資するため、私立の病院、診療所等の設置及びその機能の向上に必要な長期かつ低利の資金であって一般の金融機関が融通することを困難とするものを融通する」ことを目的(第1条)とし、資本金は10億円で、「政府がその全額を出資する」(第4条)とされた。この公庫の出資金は一般会計からのものである。会計条項は他の公庫と同様で、公庫の予算決算に関する法律に従うこと(第22条)、毎事業年度の損益計算上の利益金を生じたときは、翌事業年度の5月31日までに国庫に納付すべきこと(第23条)、主務大臣の認可を受けて政府から資金の借入ができること(第24条)、余裕金の運用は国債の保有、資金運用部への預託のみに限ること(第25条)などである。また主務大臣は厚生大臣および大蔵大臣になった(第32条)。

医療金融公庫の収支の概要は他の公庫と同様であり、貸付金利息を主たる収入とし、支払利息、事務費等を主たる支出としている。昭和41年度以降、一般会計から補給金を受け入れているが、これは厚生省所管保健衛生諸費中の支出で医療金融公庫損益計算上の欠損金相当額が計上されたものである。ただし予算上の収入が支出を上回っているのは、既経過未払の借入金利息・業務委託費および滞貨償却引当金・減価償却引当金を支出に計上しないためである。⁸⁾ また42、43年度は決算上の一般会計からの受入れが、予算上のそれを下回っているが、これは支払利息の支出が少なかったためである。⁹⁾

〔注〕

1) 『医療金融公庫20年史』(昭和62年)、8-11ページ。

2) 財政調査会編『国の予算』(昭和34年度)、470ページ。

- 3) 自由民主党総務会決定(昭和34年11月24日)(大蔵省資料)。
- 4) 「昭和35年度一般会計歳入歳出概算」(昭和34年12月23日閣議提出)，また厚生省要求の詳細は『医療金融公庫20年史』，16-18ページ参照。
- 5) 前掲，『医療金融公庫20年史』，17ページ。
- 6) 「昭和35年度一般会計歳入歳出概算」(昭和34年12月23日閣議提出)。
- 7) 前掲，『医療金融公庫20年史』，18-21ページ。
- 8) 『国の予算』(昭和41年度)，818ページ。
- 9) 『決算書』(昭和42，43年度)。

9 環境衛生金融公庫

環境衛生金融公庫設置の構想は昭和30年代末からあったが，明確化したのは昭和41年度予算要求以降である。本公庫設立の経緯は他に詳述されているので，¹⁾ここでは概説するにとどめる。

昭和41年度予算要求に際しては，厚生省環境衛生局環境衛生課から環境衛生金融公庫の設置計画が示されたが，そこでは，設置を必要とする理由として，環境衛生関係営業(以下，環衛業と略記)の従業者およびその家族は約1500万人いるが，その大部分は零細企業であり特別の施策を講ずる必要があること，環衛業は国民生活に密着した必需品的営業であるので，その料金の引上げを最小限にとどめ，かつ経営を安定させることのできるような措置を講ずる必要があることなどが指摘されており，貸付対象業者としては，「環境衛生関係営業の運営の適性化に関する法律」(昭和32年法律第164号)の適用業種，環境衛生同業組合および同連合会，厚生大臣の指定養成施設の設置者があげられていた。それらは，より具体的には，クリーニング業，理容・美容業，公衆浴場等である。

しかしこの構想については，環衛業を対象に特別の公庫を設置するほど，環衛業の資金不足が深刻かどうかという点や，既存の国民金融公庫，中小企業金融公庫との間の業務の調整が難しいといった問題点が指摘されていた。

その後，大蔵省と厚生省との折衝の結果，①国民金融公庫に環境衛生関係融資枠を200億円として設け，必要な資金の増額を図る，②個人貸付の限度を最高500万円とする，③国民金融公庫に専門部局を設け，担当の理事1名を増員する，の3点で大筋の合意に達した(昭和41年1月13日)。国民金融公庫の環境

衛生関係営業に関する特別融資については，具体化に際し厚生・大蔵両省でさらに検討がなされ，昭和41年6月27日，国民金融公庫に「環境衛生関係営業に関する特別貸付要綱」が制定された。そこでは，1貸付当り限度額が600万円以内とされ，貸付条件は設備資金10年以内，運転資金5年以内，据置期間は設備資金原則1年以内(例外的に2年以内)，運転資金6カ月以内で，貸付利率，担保等の貸付条件は一般の例により，貸付にあたり都道府県知事の推薦を要する，などが規定された。

翌昭和42年度予算厚生省概算要求には環境衛生金融公庫設立に関するものはなく，前述の特別貸付の条件改善の要求(特別枠の拡大，貸付利率の引下げ，償還期間の延長，据置期間の延長，貸付限度額の引上げ，無担保貸付の限度引上げ等)が出されていたのみであった。しかし，自民党の選挙公約もあって，環境衛生金融公庫の設置要求が昭和42年2月26日に追加提出され，この件に関しては大臣折衝でも決着がつかず，政治折衝に持ち込まれ，2月28日に環境衛生金融公庫の設置が決定された。

公庫法案は以上のような経緯を経て昭和42年4月28日，第55通常国会に上程され，6月13日に衆議院社会労働委員会に付託され，そこでは，附則第11項から第14項の業務の委託に関して修正案が出され，修正案は可決，修正部分を除く政府原案も可決され，本会議で委員長報告のとおり可決，参議院に回付された。参議院社会労働委員会でも，同日衆議院修正案どおりに可決，本会議で委員長報告のとおり可決成立した。これにより8月19日「環境衛生金融公庫法」(昭和42年法律第138号)が公布・施行された。

成立した公庫法では，公庫の資本金は10億円で，政府がその全額を出資するとされ，政府は必要があると認められるときは，予算で定める金額の範囲内において公庫に追加して出資することができる(第5条)とされた。なお本公庫に対する出資は一般会計からのものである。会計条項に関しては他の公庫と同様で，公庫の予算および決算に関する法律に従うこと(第23条)，損益計算上の利益を生じたときは，国庫に納付しなければならないこと(第24条)，主務大臣の認可を受けて，政府から資金の借入をすることができること(第25条)，業務上の余裕金は，国債保有，資金運用部への預託以外に運用してはならないこと(第26条)などが規定されていた。公庫法成立後の改正は昭和48年度までにはな

かった。

環境衛生金融公庫の収入支出は、貸付金利息を主たる収入とし、支払利息および業務委託費等を主たる支出としている。収入中の一般会計よりの受入れは、厚生省所管保健衛生諸費中の環境衛生金融公庫補給金で収支差補給に充てられるものである。

〔注〕

1) 『環境衛生金融公庫十年の歩み』（昭和53年）。

10 沖縄振興開発金融公庫

沖縄振興開発金融公庫は、昭和47年5月15日、沖縄の本土復帰の日に「沖縄振興開発金融公庫法」（昭和47年5月13日法律第31号）に基づいて設立された。沖縄返還の経緯等は蔵省財政史室編『昭和財政史—昭和27～48年度』第11巻「沖縄返還」に譲り、ここでは、返還にともなう金融制度上の問題点を中心に、本公庫設立の経緯を述べることにする。

まず、本公庫設立に至るまでの主要論争点を明らかにしておくと、①総合公庫方式か、本土政府関係機関に組み入れるか、②出資の方式と資本金額、③総合公庫の場合の承継資産・負債、および業務範囲、貸付条件、④総合公庫の場合の存続期間、⑤債券発行の可否、⑥監督機構のあり方、等であった。

本土復帰準備が本格的に開始されたのは、昭和42年11月の第2回佐藤・ジョンソン会談以後、43年に入ってからである。同年5月27日から6月3日にかけて訪沖した「本土・沖縄一体化調査団」は、同年7月16日に報告書を提出し、政策金融に関しては、政府関係機関の一部機構として吸収するほうがよいとした。¹⁾

これに対しては、昭和44年10月に総理府特別地域連絡局が、「沖縄経済開発の基本構想」を打ち出し、そのなかで開発資金確保につき、沖縄開発金融公庫（仮称）という総合公庫方式を主張していた。

復帰に向かっての外交交渉の進展につれ、公庫案もより具体的なものが出されるようになった。そのなかで特徴的なものは、琉球政府が示した「沖縄開発

金融公庫」案であった。それは総合公庫方式で、沖縄県と国の共同出資により設立され、承継機関・特別会計として琉球政府の産業開発資金融通特別会計、農林漁業資金融通特別会計の本土産米穀資金勘定、琉球開発金融公社の資産・負債をあげ、²⁾ 資本金額（1億5000万ドル）の20倍までの債券発行を認めるものであった（昭和45年10月）。また同時期に、沖縄北方対策庁が打ち出した「沖縄振興開発公庫（仮称）」の構想は、琉球政府案との類似点の多いもので、①総合公庫方式で、②国、沖縄県の共同出資であり、③承継機関・特別会計として、大衆金融公庫、産業開発資金融通特別会計、住宅建設資金融通特別会計、農林漁業資金融通特別会計（農林漁業勘定、本土産米穀資金勘定）、琉球開発金融公社の資産・負債をあげ、④国が公庫に対して出資および財政投融資を行うというものであった（存続期間、債券発行などについての構想はない）（昭和45年10月末か11月）。同庁は、本土各政策金融機関が沖縄に進出することについては、在来の琉球政府の融資特別会計、琉球開発金融公社、大衆金融公庫などの業務が多岐にわたっており、それを本土の金融機関が資金の性質に応じて引き継ぐことは困難で混乱をもたらし、土地・建物・従業員の引継ぎにも問題点が多いとして反対していた。³⁾

ただし、以上の総合公庫方式についても、国と沖縄県の共同出資とした場合、業務運営上の管理権限の調整が難しい等の問題点も指摘された。

これらの問題点が未解決のため、対策庁は当初総合公庫の設立を沖縄復帰対策要綱の第1次分に入れることを考えていたが、見送りとなった。

昭和46年に入っても、公庫の構想はまとまらなかったが、3月6日には総合政策金融機関に関する検討会が開かれるなどを経て、昭和46年3月23日に閣議決定された沖縄復帰対策要綱（第2次分）で、沖縄に総合政策金融機関を置くという方針が定められた。公庫につき閣議決定された内容は以下のとおりである。

四 沖縄振興開発公庫

ア 沖縄の経済・社会の振興・開発を促進するとともに、住民生活の安定・向上を図るため、沖縄振興開発公庫（仮称）を設立する。

イ 沖縄振興開発公庫は、日本開発銀行、中小企業金融公庫、国民金融公庫、環境衛生金融公庫、医療金融公庫、農林漁業金融公庫および住宅金融公庫の業務に相当する業務等を総合的に行うものとする。

ウ 沖縄振興開発公庫は、大衆金融公庫、琉球開発金融公社ならびに琉球政府の産業開発資金融通特別会計、農林漁業資金融通特別会計、住宅建設資金融通特別会計および運搬船建造資金融通特別会計が行っている業務を引き継ぐものとする。

エ 沖縄振興開発公庫の貸付条件は、沖縄の産業・経済の実情を勘案し、適切なものとする。

その後も公庫法案の細部をめぐっては、沖縄開発庁に「沖縄振興開発金融公庫運営協議会」を置く構想、資金調達的手段として沖縄振興開発債券を発行する構想等があったが、いずれも問題点が多いとして実現には至らなかった。

公庫法案は第67臨時国会中の昭和46年11月6日に衆議院本会議に上程され、大蔵委員会に付託された(11月16日)。第67臨時国会は46年12月27日に「沖縄関係法案を継続審議にする」ことで会期を終了し、公庫法案の審議は第68通常国会(同年12月27日開会)に持ち越された。公庫法は、47年4月14日、衆議院大蔵委員会で4項の付帯決議を付して可決され、同月18日の衆議院本会議で委員長報告のとおり可決、参議院に回付された。参議院大蔵委員会では、2項の付帯決議を付して可決され(5月12日)、同日本会議において委員長報告のとおり可決成立した。

これにより、「沖縄振興開発金融公庫法」は昭和47年5月13日に公布され(昭和46年法律第31号)、即日施行された。同法に基づき47年5月に沖縄振興開発金融公庫が設置された。その公庫法では、公庫は「沖縄(沖縄県の区域をいう。)における産業の開発を促進するため、長期資金を供給して、一般の金融機関が行う金融を補完し、又は奨励するとともに、沖縄の国民大衆、住宅を必要とする者、農林漁業者、中小企業者、病院その他の医療施設を開設する者、環境衛生関係の営業者等に対する資金で、一般の金融機関が融通することを困難とするものを融通し、もって沖縄における経済の振興及び社会の開発に資すること」を目的(第1条)としており、資本金に関しては「附則第4条第2項の規定⁴⁾により政府から出資があったものとされた金額に相当する金額」(第4条第1項)となり、「政府は、予算で定める金額の範囲内において、公庫に追加して出資することができる」とされた(第2項)。会計条項に関しては「公庫の予算及び決算に関する法律」に従うことなど、おおむね他の公庫の例にならって

いるが、沖縄振興開発金融公庫宅地債券を発行することができる(第27条)点が特徴である。主務大臣は、総合公庫であるため各省からの要求もあったが、最終的に内閣総理大臣および大蔵大臣となった(第36条)。

公庫法成立後の改正は昭和48年度までには、「住宅金融公庫法」の一部改正(昭和48年5月15日法律第29号)にともなう字句削除のみである。

沖縄振興開発公庫の収入・支出をみると、昭和47年度当初予算では、琉球開発金融公社等からの承継予定額212億円および47年度一般会計出資30億円を資本金とし、資金運用部等からの借入金226億円等を主たる原資としていた。収入予算は約26億6000万円、支出予算は23億9000万円を計上していたが、実際には収入23億1800万円、支出17億3900万円であった。これは主には貸付金の貸付時期が遅れたことによる。⁵⁾

昭和48年度予算では、一般会計から3億2200万円を受け入れているが、これは沖縄開発庁予算中の沖縄振興開発金融公庫補給金で、利子補給に充てられた。⁶⁾ また公庫法附則第5条(特定の資金の貸付)で、「承継した本土産米穀資金特別会計に属する権利義務に係わる資金を財源として、沖縄において農業又は漁業を営む者、その他政令で定める者に対して、企業の合併に伴う合理化に必要な資金の貸付をおこなうことができる」との規定が置かれ、これに基づいて公庫に「本土産米穀資金特別勘定」が設けられ、負債および貸付についての経理区分がなされた。

〔注〕

- 1) 同調査団は日米琉諮問委員会の勧告に基づき編成されており、山野幸吉総理府特別地域連絡局長を団長とし、大蔵省からは金子太郎大臣官房参事官が参加した。日本政府一体化調査団「本土・沖縄一体化調査団報告書」(昭和43年7月16日)。
- 2) 当時琉球政府には、大衆公庫・農林漁業特別会計の農林漁業勘定・住宅建設資金融通特別会計等をあわせて県民金融公庫をつくる構想があったようであり、そのために承継機関・特別会計の範囲が限られたものになったと推測されていた。
- 3) 大蔵省資料。
- 4) 附則第4条は以下のとおりである。「公庫設立の際、現に琉球開発金融公社の有する権利義務で、協定に基づいて政府が引き継ぐことになるもの、大衆金融公庫の有する権利義務及び琉球政府の産業開発資金融通特別会計、運搬船建造資金融通特別会計、住宅建設資金融通特別会計、農林漁業資金融通特別会計又は本土産米穀資金特別会計に属する権利義務は、政令で定めるものを除き、その時において公庫が承継する。2.

前項の規定により公庫が権利義務を承継したときは、その承継された権利義務に係る資産の価額の合計額から負債の価額の合計額を差し引いた金額に相当する金額が、政府から出資されたものとする(以下略).」.

- 5) 「決算書」(昭和47年度).
- 6) 財政調査会編「国の予算」(昭和48年度).

第3節 銀行の制度と収支

1 日本輸出入銀行

日本輸出入銀行は「日本輸出銀行法」(昭和25年12月15日法律第268号)に基づき設立された(以下、輸銀と略記することもある)。その設立経緯、昭和27年4月1日の法律改正、および26年度までの収支についてはすでに、大蔵省財政史室編『昭和財政史—終戦から講和まで』のなかで叙述されているので、ここでは27～48年度までの輸銀の制度的変遷、収支の動向を要説する。¹⁾

まず昭和27年時点の輸銀法をみておくと、輸銀は「金融上の援助を与えることにより本邦の外国貿易を促進するため、一般の金融機関が行う輸出入金融を補完し、又は奨励することを目的」(第1条)とし、資本金は150億円で「政府が一般会計及び米国対日援助見返資金特別会計からその全額を出資する」(第4条)。業務は、協調融資形式による国内輸出入業者への融資・手形割引、外国政府・外国銀行・外国商社等への融資(日本からの輸出にともなうもの)、国内輸出入業者・製造業者に対する債務保証業務等で(第18条)、その際銀行その他の金融機関と競争してはならない(第24条)とされた。また債務保証額と借入金(第39条第1項で規定)の合計額は資本金と準備金(第38条で規定)の合計額を越えてはならない(第18条の2)とされたが、この限度額は業務の拡大に従い次第に拡大していった。32年5月20日の法改正の際には、貸付・手形割引・公債取得額・債務保証額の合計が資本金・準備金・借入金の合計額以内でなければならないことも規定されている(第18条の3)。貸付利率および手形割引歩合については数字をあげて規定してはいないが、貸付金利息、手形割引料、債務保証料が輸銀の事務取扱費、業務委託費、借入金利子、付属諸費、資産運用損失を償うに足るように、銀行の貸付利率、手形割引歩合、債務保証率を勘案して定めるとされた(第19条)。貸付金の償還期限、割引手形の支払期限、保証に係る債務の履行期限については法律での規定がある(第20条)。27年度段階では輸銀は「設立の日から5年を経過した後は、新たに資金の貸付、手形の割引又は債務

の保証をすることはできない」(第21条)と業務の期間が定められていたが、この条項は昭和28年8月1日法律第134号で削除された。利益金の処分、国庫納付金に関しては、毎事業年度の損益計算上利益金を生じたときは、準備金として、①利益金の100分の20に相当する額、②年度末における貸付残高および割引手形残高の合計額の1000分の7に相当する額(その額が利益金の額を越えるときは、利益金の額)、のいずれか多い額を積み立てなければならないとされた(第38条)。準備金は、損失の補填に充てる場合を除いては取り崩してはならず(同条2)、損益計算上の利益金から準備金を控除した残額は、翌事業年度の5月31日までに国庫に納付しなければならないとされた(同条3)。設立当初の輸銀は資金の借入を禁止されていたが、昭和27年4月1日法律第66号による改正で、「業務を行うため必要な資金の財源に充てるため、政府から資金の借入れをし、又は大蔵大臣の認可を受けて外国の銀行その他の金融機関から外貨資金の借入れをすることができる」(第39条)とされた。業務上の余裕金は、①国債の保有、②資金運用部への預託、③日本銀行への預金、のほかは運用してはならない、とされた(第40条)。以上が27年度の輸銀法の主な内容である。

昭和27年度の収支であるが、収入中の貸付金利息は手形貸付利息が主であり、若干の手形割引料も加わる。運用収入は国債(食糧証券等の政府短期証券が主)への余裕金の運用益である。保証料は新規に開始された債務保証に係る収入であるため予算には計上されていない。支出の事業諸費は人件費、物件費等からなり、業務委託費は業務委託手数料である。借入金利息は、予算段階で米国対日援助見返資金特別会計(以下、見返資金特別会計と略記)から30億円の借入金を予定していたため、それに対する利息が計上されている。この年度の収支の特徴は、①予算段階では貸付金利息が運用収入を大幅に上回っていたが、決算では逆に運用収入が上回ったこと、②借入金が実際には0であったこと、の2点である。これは27年度は世界的な貿易の停滞、日本製品の割高等の原因でプラント輸出が伸び悩み(26年度=8700万ドル→27年度=3600万ドル)、予定したよりも貸付金が少なかったこと、また原資も一般会計からの出資金40億円と回収金89億円、運用利殖金41億円(以上予算ベース)の範囲内で十分であったことによる。²⁾ なおこの年の損益計算上の利益金は9億1080万円余であり、このうち輸銀法第38条第1項の規定によって1億8216万円余が準備金として積み立てられ、

残額7億2864万円余を同条第3項の規定により国庫に納付することとして決算を結了した。³⁾

昭和28年には2度にわたって輸銀法の改正がなされた。このうち「産業投資特別会計法」(昭和28年法律第122号)で産業投資特別会計(以下、産投会計と略記)が見返資金特別会計を承継し、同法第3条で一般会計の輸銀に対する出資が産投会計の資本とされたため、資本金が一般会計と見返資金から産投会計に一本化された。また「国際復興開発銀行等からの外資の受入に関する特別措置に関する法律」(昭和28年7月4日法律第51号)では、輸銀は国際復興開発銀行等からの外貨資金の借入契約に基づいて債券を引き渡す必要があるときには、その借入金額に限り債券発行ができることが規定された(第3条)。しかしこの法律に基づく債券の発行はなかった。28年度の収支の特徴は、27年度同様に決算段階で運用収入が貸付金利息を大幅に上回ったことであり、理由も同様に貸付金が予定より少なく、余裕金が多かったためである。また28年度にははじめて借入を行ったが、それは資金運用部からではなく産投会計からの借入(30億円)であった。これは「特別減税国債法」(昭和28年法律第178号)に基づく特別減税国債発行による産投会計の歳入141億6979万円余が、開銀貸付、電源開発株式会社出資等とともに輸銀に貸し付けられたものである。産投会計からの借入はこのときだけで、以後は資金運用部資金からの借入となった。⁴⁾ 28年度の損益計算上の利益は10億4800万円余であり、そのうち2億960万円余が準備金として積み立てられ、残額8億3800万円余を国庫に納付することとして決算を結了した。⁵⁾

昭和29年度以降は貸付金利息が運用収入を上回り、金融機関本来の収支の形となった。この年度の損益計算上の利益は5億2600万円余であり、そのうち1億7200万円余が準備金として積み立てられ、残額3億5300万円余を国庫に納付することとして決算を結了した。輸銀の国庫納付金は翌30年に1億780万円余なされたが、以後本編対象期間において国庫納付はなされなかった。⁶⁾

昭和33年には「経済基盤強化のための資金及び特別の法人の基金に関する法律」(昭和33年7月11日法律第169号)(以下、経済基盤強化資金法と略記することもある)が公布された。これは31年度の好況を背景とした剰余金436億円をめぐり、それを33年度の一般財源に充当すると財政が国内経済に過度の刺激を与えて国

際収支が悪化するとの考えのもとに、当該剰余金の全額を特定の資金として「棚上げ」することを目的としたものであった。その手段として221億3000万円をもって33年度に一般会計所属の経済基盤強化資金が設置され、農林漁業金融公庫に65億円、中小企業信用保険公庫に65億円、輸銀に50億円、日本貿易振興会に20億円、日本労働協会に15億円が一般会計から出資された。輸銀に出資されたのは「東南アジア開発協力のための国際的機構に対する出資及び当該機構が設置されるまでの間において、将来当該機構の出資に振り替えることができる性質の国際的協力による投資の財源にあてるため」(同法第11条)のものとしての東南アジア開発協力基金(以下、基金と略記することもある)であったが、これは岸首相の提唱に基づくものであった。⁷⁾ 同法附則によって輸銀法第4条(資本金)が改正され、基金は輸銀の資本金に組み入れられたが、他方、「東南アジア開発協力基金に係る経理については、一般の業務に係る経理と区分し、特別の勘定を設けて整理しなければならない」(経済基盤強化資金法第11条第3項)とされたため、特別の勘定(東南アジア開発協力基金勘定)が設けられ、一般勘定と区分経理がなされた。また同法第12条に基づき基金は資金運用部に強制預託され、基金の勘定において損益計算上の利益を生じたときはこれを積み立てなければならない(同法第14条第1項)、損失を生じたときは、積立金の額から損失の額に相当する金額を減額して整理し(第14条第2項)、原則として基金を取り崩してはならない(第15条)とされた。基金の預託利息は33年度に7064.4万円、34年度2億371.1万円、35年度1億7012.3万円であった。33年度が少額なのは経済基盤強化資金法の成立が遅れたことにより出資の受入れがずれたためであり、34年度の額が大きいのは基金の一部を長期の預託としたためである。東南アジア開発協力基金勘定には支出項目として一般勘定への基金取扱事務費繰入れがあったが、実際には繰入れがなされなかったため利息収入はすべて積み立てられた。⁸⁾ 東南アジア開発協力基金勘定は「海外経済協力基金法」(昭和35年12月27日法律第173号)附則第8条の規定により36年3月16日をもって廃止され、その際の資本金および積立金は海外経済協力基金に引き継ぐこととして決算を結了した。また同法により輸銀法第4条が改正され、輸銀は50億円の減資となった。

昭和46年度以降には「日本輸出入銀行法による貸付金の利息の特例に関する

法律」(昭和46年4月15日法律第45号)に基づき輸銀内部の収支に特別勘定が設置された。これはインドネシアの債務履行の円滑化を図り、スハルト政権を支援するためのインドネシア債権国会議(日本、アメリカ、オランダ、イギリス、ドイツ、フランス、イタリア)が1970年4月パリ会議で結んだ合意によるもので、合意の内容は、1966年6月30日以前に効力を生じた政府借款、もしくは政府より保険されている中長期信用に係る債務(スカルノ債務と呼ばれた)を繰り延べ、その際の条件を無利子とすることであった。この合意に基づいて日本でも30年無利子の債務繰延べ措置がとられることになったが、輸銀法の規定では第19条(収支相償の原則)のために無利子の貸付は不可能なので、そのための特例を規定したのが同法である。同法の要旨は、①昭和42年12月12日から44年12月10日までの間の契約に基づいて輸銀がインドネシア共和国の中央銀行に対して貸し付けた債権で、45年1月1日以降その支払期日が到来するものについて、その期限を延長する場合、②インドネシア共和国の政府等が日本の法人等に対して有する債務(41年7月1日前に効力が生じた契約に基づくものに限る)で、45年1月1日以後にその履行期日が到来するものに関し、その履行の円滑化を図るため、輸銀がインドネシア共和国の中央銀行に対して貸付を行う場合、の2つの場合において、輸銀は無利子の債権繰延べまたは貸付を行うことができるというもの(同法第2,3条)であった。そして無利子貸付債権の処理に関する業務については、その他の業務に係る経理と区分し、特別の勘定を設けて整理しなければならない(第4条)とされたため、輸銀内部で特別の勘定が設けられた。また政府は輸銀に対し、特別勘定に係る業務に要する資金の財源に充てるため、予算で定めるところにより、無利子で資金の貸付をすることができる(第5条)との条項が定められ、そのための資金が46年度予算で42億円、47年度予算で35億円、48年度予算で34億円が一般会計大蔵省所管経済協力費、日本輸出入銀行貸付金として計上された。⁹⁾

〔注〕

- 1) 大蔵省財政史室編『昭和財政史—終戦から講和まで』第6巻「政府関係機関」(昭和59年、東洋経済新報社)、424-26ページ、同第13巻「政府関係金融(続編)」(昭和58年、東洋経済新報社)、3-93ページ。
- 2) 財政調査会編『国の予算』(昭和27年度)、655ページ、同(昭和28年度)、578ページ。

- 3) 『決算書』(昭和27年度), 109ページ。
- 4) 同上(昭和28年度), 特別減税国債については本巻「特別会計」編の産業投資特別会計の項を参照。
- 5) 同上(昭和28年度), 165ページ。
- 6) 同上, 各年版。
- 7) 『国の予算』(昭和33年度), 446ページ。
- 8) 『決算書』各年版。
- 9) 『国の予算』各年版。

2 日本開発銀行

日本開発銀行は「日本開発銀行法」(昭和26年3月31日法律第108号)で設立された(以下、開銀と略記することもある)。その設立経緯, 昭和27年7月の法律改正, および26年度までの収支についてはすでに, 大蔵省財政史室編『昭和財政史—終戦から講和まで』のなかで叙述されているので, ここでは48年度までの開銀の制度的変遷, 収支の動向を要説する。¹⁾

まず昭和27年7月の法改正を経たのちの開銀法をみておくと, 開銀は「長期資金の供給を行うことにより経済の再建及び産業の開発を促進するため, 一般の金融機関が行う金融を補完し, 又は奨励することを目的」(第1条)とし, 資本金は「政府の一般会計及び米国対日援助見返資金特別会計(以下, 見返資金特別会計と略記)からの出資金300億円と第48条第1項, 49条の2第4項の規定により政府の一般会計及び見返資金特別会計から出資があったものとされた金額」(第4条)とされた。業務は, ①経済の再建・産業の開発に寄与する設備の改良・補修に必要な資金(以下, 「開発資金」)で銀行その他の金融機関から供給を受けることが困難なものを貸し付けること, ②開発資金の調達のために発行される社債で証券業者等が応募または引受けをすることが困難なものに応募すること(ただしその際の社債の償還期限は1年以上), ③銀行その他の金融機関の貸付に係る開発資金の返済に必要な資金(以下, 「返済資金」)の貸付, または返済資金を調達するために発行される社債で証券業者等が応募・引受けが困難なものに応募すること, と27年の法改正で追加された, ④開発資金に係る債務の保証, ⑤債権の譲受け, とされた(第18条)。その他の金融機関と競争してはな

らない(第22条)のは輸銀同様である。貸付利率および社債の利子については数字をあげてはいないが, ①～⑤までの業務に係る収入が開銀の支出を償うに足るように, 銀行の貸付利率を勘案して定める(第19条)とされた。利益金の処分に関しては, 毎事業年度の損益計算上利益が生じたときは一定額(利益金の100分の20または年度末貸付残高の1000分の7のいずれか多い額)を準備金として積み立て, 残額を国庫納付とし(第36条), 翌年度の5月31日までに納付しなければならないとされた(同条3)。設立当初の開銀は資金の借入を禁止されていたが, 27年7月の法改正で政府資金および外貨資金の借入ができることとなった(第37条)。業務上の余裕金は, ①国債の保有, ②資金運用部への預託, ③日銀への預託, のほかは運用してはならない(第38条)。政府からの借入金として承継されていた復興金融金庫(以下, 復金)に対する政府出資金を資本金に振り替える(第48条)。見返資金特別会計の私企業貸付債権を開銀が承継し, 承継債権に見合う額が同特別会計から開銀に対し貸し付けられたものとする。この貸付金については利子を支払わなければならないが, 将来は資本金に振り替える(第49条の2)。以上が27年7月法律改正後の開銀法の主な内容である。

昭和27年度の収支であるが, 収入中の有価証券益は食糧証券等政府短期証券運用益であり, 手数料は債務保証料が主になっている。支出の事業諸費は人件費, 物件費からなり, 業務委託費は委託手数料である。7月の法改正で借入が可能となり見返資金特別会計から40億円の借入を行う予定であったため, 支払利息としてそれに対する利子が当初は計上されていたが,²⁾ 見返資金特別会計から承継した債権が同特別会計から開銀に対する貸付金とされた(前述第49条の2)ため, 一方で承継債権の貸付金利息収入等が増え, 他方で支払利息も増加した補正予算が組まれた。なお27年度の開銀の損益計算上の利益金は68億9676万円余であり, このうち開銀法第36条第1項の規定により18億8519万円余が準備金として積み立てられ, 残額50億1156万円余を同条第3項の規定により国庫に納付し決算を結了した。³⁾

昭和28年度には, まず「国際復興開発銀行等からの外資の受入に関する法律」(昭和28年法律第51号)により, 開銀が国際復興開発銀行(以下, 世銀)等から外貨で借入をした際その債務を政府が保証すること, 世銀等から外貨資金を借り入れるとき必要ならば債券を発行できることが規定された。後述するように

開銀は世銀から借款を行っているが、債券発行の必要はなかった。次いで「産業投資特別会計法」(昭和28年法律第122号)により産業投資特別会計(以下、産投会計と略記)が見返資金特別会計を承継し、同法第3条により一般会計の開銀に対する出資金が産投会計の資本とされたことにともない、一般会計および見返資金特別会計出資であった資本金が、産投会計に一本化した(開銀法第4条)。28年度の借入金は、予算ベースでは資金運用部から140億円、見返資金から260億円、産投会計から200億円(特別減税国債を財源)が予定され、利子334億2729万円余が支出に計上されている。⁴⁾ 決算ベースでは資金運用部から140億円、見返資金特別会計から138億円、産投会計から277億円の借入であったが、⁵⁾ これは見返資金特別会計の廃止が8月1日にずれ込んだためである。

昭和29年度については対政府借入は予算段階で資金運用部から275億円、産投会計から75億円が計上されていたが、国会において予算案が修正され資金運用部借入は260億円に減額した。これら借入に対する利息、および28年10月に成立した世銀借款(関西電力、中部電力、九州電力に対するもので開銀が世銀から借りて転貸し)に対する利子支払4億円余の合計64億5121万円余が借入金利息として予算に計上されたものである。⁶⁾ 世銀借款が直接貸付形式をとらず開銀仲介転貸し形式をとったのは、世銀借款の条件の1つである政府保証を民間企業に与えるのが不適当なこと、債権管理上、窓口の一本化が望ましいことによるもので、⁷⁾ この形式での開銀の外貨貸付は38年まで続き、電力、鉄鋼、造船が主な対象となった。

昭和29年度の対政府借入(決算ベース)は資金運用部から245億円、産投会計から85億円に加え、経済援助資金特別会計(以下、経済援助資金と略記)からの7億474万円が計上されている。それら借入の残高に対する利子および世銀借款に対する利子の合計が56億2094万円余である。⁸⁾ 経済援助資金の運用に関しては「経済援助資金の運用に関する政令」(昭和29年政令262)に基づき33年度までは全額がいったん開銀に貸し付けられ、開銀を通じて防衛関係産業へ貸し付けられることとなっており、その分の貸付金がここに計上されているものである。⁹⁾

開銀の資金調達には回収金等の自己資金と政府からの借入金、外債発行による外貨借入などの借入金および増資の3つに分かれるが、以下では借入金に着目

してみよう。昭和30年度については、予算ベースでは資金運用部から245億円、産投会計から60億円が計上されていたが、¹⁰⁾ 決算ベースではそれぞれ155億円、20億円の借入がなされたにすぎなかった。これは特に産投会計についてはその資金源の不足によるものであった。経済援助資金からの借入は26億7500万円であった。

昭和31年度に入ると産投会計の資金不足はさらに深刻化し、開銀は同会計の貸付対象からはずされた。¹¹⁾ そのため開銀の対政府借入は資金運用部借入80億円のみ(予算ベース)となった。なお31年度は経済援助資金からの借入が3億5000万円計上(予算ベース)されていたが、全額翌年度繰越しとなったため、最終的に対政府借入は資金運用部からのみとなった。¹²⁾

昭和32年度も同様に対政府借入は全額資金運用部からで、経済援助資金からの借入は繰越分も含めて翌年度に繰り越された(繰越額9億3000万円)。¹³⁾ 資金運用部からの借入は347億円(決算ベース)であった。33年度は資金運用部および経済援助資金からの借入があった。資金運用部からは345億円、経済援助資金からは8億3000万円の借入であった。34年度も同様に両者からの借入がなされ、資金運用部からは450億円、経済援助資金からは7億4000万円の借入であった。¹⁴⁾

昭和35年度は資金運用部から430億円の借入があったが、経済援助資金からは借入はなかった。35年12月には開銀法が一部改正され(昭和35年法律第167号)、業務上必要な資金の財源に充てるため外国通貨建ての債券(外貨債券)の発行が可能になった(開銀法第37条の2)。外貨債券には政府保証が付せられる(第37条の3)ことにもなった(第37条の4)。これにより開銀の資金調達手段が多様化した。開銀の外債発行は本編対象期間には6回行われた。

昭和36年度は資金運用部から505億円、経済援助資金から6億3000万円の借入があるとともに、前述した外債発行により2000万ドルを調達した。36年度から支出項目に債券利息が加わるがこれは外債に対するものである。¹⁵⁾ 37年度は資金運用部から793億円、経済援助資金から4億円の借入があるとともに、外債発行により1750万ドルを調達した。¹⁶⁾ 38年度は資金運用部から698億円、経済援助資金から2億7400万円を借り入れ、外債発行により2250万ドルを調達するとともに、産投会計からも118億円を借り入れている。昭和30年以来のこと

であるが、これは38年度に産投会計が外債を発行したことにもなうものである。

昭和39年度は資金運用部から899億円、経済援助資金から9000万円を借り入れるとともに、外債発行により2000万ドルを調達した。また「海運業の再建整備に関する臨時措置法」(昭和38年法律第118号)公布¹⁷⁾ にもない、開銀は海運業の船舶建造に対する融資に関し、当該企業が整備計画を実施したときには、その融資契約による利子の支払を猶予し(第2条)、その猶予利子相当額を国が開銀に交付する(第3条)こととなった(一般会計大蔵省所管海運業再建整備日本開銀交付金)。同時に、猶予利子の支払を受けたときにはその相当額を開銀は国庫に納付しなければならないこと(第12条)も規定された。この交付金および特別納付金は39年度から計上されるのであるが、決算書では40年度以降に分離して計上しているため、40年度から別計上されている。40年度は経済援助資金からの借入はなく、資金運用部からの借入および外債発行による2000万ドルの調達があった。41年度には経済援助資金から1億3000万円の借入があり、経済援助資金からの借入はこの年度をもって終了した。

〔注〕

- 1) 大蔵省財政史室編『昭和財政史—終戦から講和まで』第6巻「政府関係機関」(昭和59年、東洋経済新報社)、424-26ページ、同第13巻「政府関係金融(続編)」(昭和58年、東洋経済新報社)、195-96ページ。
- 2) 財政調査会編『国の予算』(昭和27年度)、652ページ。
- 3) 『決算書』(昭和27年度)。
- 4) 『国の予算』(昭和28年度)、576ページ。
- 5) 『決算書』(昭和28年度)の特別会計の項、『国の予算』(昭和29年度)、507ページ。
- 6) 『国の予算』(昭和29年度)、508ページ。
- 7) 『日本開銀銀行二十五年史』(昭和51年)、150ページ、535ページ。
- 8) 『国の予算』(昭和30年度)、623ページ、『決算書』(昭和29年度)。
- 9) 経済援助資金特別会計については、本巻「特別会計」編を参照。
- 10) 『国の予算』(昭和30年度)、625ページ。
- 11) 『国の予算』(昭和31年度)、629ページ。
- 12) 『決算書』(昭和31年度)、経済援助資金の項目。
- 13) 『決算書』(昭和32年度)。
- 14) 『国の予算』(昭和35年度)、761ページ、『決算書』(昭和34年度)、『国債統計年報』(昭和34年度)。
- 15) 『国の予算』(昭和37年度)、『国債統計年報』(昭和36年度)。

16) 『国債統計年報』(昭和37年度)。

17) 同法は海運業の集約化により再建整備を図ることを目的とし、そのために開銀融資の利子支払猶予等を規定している。

第4節 その他の政府関係機関

1 商船管理委員会

商船管理委員会の基礎法は「国家総動員法」に基づく「戦時海運管理令」(昭和17年3月25日勅令第235号)であるが、本委員会の成立は同勅令に基づいて設立された船舶運営会(海運事業の一元的統制に当たることを目的とした特殊法人)が、昭和25年3月28日政令第38号第2条および第3条により商船管理委員会と改称されたことによる。戦時海運管理令が戦後も効力を保ってきたのは、司令部が船舶運営会および商船管理委員会を民間商船委員会(Civilian Merchant Marine Committee=CMCC)とみなしてきたからであった。民間商船委員会の与えられた任務は船舶の運行に対して指令を与える管理業務であったが、日本政府が戦後も輸送統制の役割を担わせたことにより、船舶運営会は戦後も国内船舶を借り上げて一般物資の輸送、帰還兵輸送業務、米国貸与船の運行業務、返還拿捕船の修復業務等を行ってきた。しかし25年3月3日付司令部覚書「日本商船」(SCAPIN 2086)で内外航ともに民営にすることが指示されて以後、委員会の業務は縮小し、26年度にはアメリカの日本商船管理局(U.S. Naval Shipping Control Authority for the Japanese Merchant Marine=SCAJAP)と船主との連絡業務、米国貸与船による米軍貨物輸送、帰還兵輸送業務のみとなった。商船管理委員会は日本商船管理局(SCAJAP)の補助機関であったから、講和条約発効後存続の意義がなくなり、「商船管理委員会の解散及び清算に関する法律」(昭和27年3月31日法律第24号)により27年3月31日をもって解散となった。したがって27年度予算に計上されているのは、委員会清算経費である。なおこの委員会の収入支出については24年度から「公団等の予算及び決算の暫定措置に関する法律」(昭和24年法律第27号)の適用を受け、業務に係る収入支出が政府関係機関予算として国会に提出されることとなった。

昭和27年度収入支出をみると、支出予算で清算事務費のみが計上されているのはその他の業務を行わないためである。決算ベースの雑収入が予算を大きく

上回っているのは船用品、修繕資材、什器、備品等の譲渡が多かったためである。一般管理収入・一般管理費は一般の物資輸送に係る収入支出であり、特別収入支出は米国貸与船による物資輸送に係る収入支出であり、帰還輸送収入・帰還輸送費は帰還兵輸送に係る収入支出であるが、27年度はどの業務も行っていないため、決算収入で計上されているのは前年度からの繰越額である。なお本委員会決算終了の際、これに属する残余財産8億336万円余は「商船管理委員会の解散及び清算に関する法律」第15条の規定により国庫に引き継がれた。¹⁾

〔注〕

- 1) 「決算書」(昭和27年度)。なお商船管理委員会の詳細については、大蔵省財政史室編『昭和財政史—終戦から講和まで』第6巻「政府関係機関」(昭和59年、東洋経済新報社)、428-35ページを参照。

2 閉鎖機関整理委員会

戦時中外地で活動した特殊会社、金融機関、国内の戦時統制機関等は、昭和20年9月以降、連合軍最高司令官の要求に基づき閉鎖機関に指定され、それぞれ特殊清算(民法等の規定による一般清算ではなく、海外については不明のまま棚上げして国内のみに関し清算を行うこと)に付されることになった。当初、閉鎖機関の清算・管理は朝鮮銀行、台湾銀行、日仏銀行、朝鮮殖産銀行、独逸東亜銀行に関しては日本銀行が、全国金融統制会に関しては日本勧業銀行が指定され、残りの23機関については閉鎖機関保管人委員会が設置されて(昭和21年2月6日大蔵・外務・司法省令第1号)、財産管理に当たった(その後閉鎖機関が増え55機関の管理)。司令部は同委員会を清算業務を行う機関とするための立法措置をとるように司令を出し、これに基づき22年3月8日に「閉鎖機関令」(昭和22年勅令第74号)「閉鎖機関整理委員会令」(昭和22年勅令第75号)が制定され、同年5月1日に閉鎖機関整理委員会が発足、閉鎖機関保管人委員会は同委員会に改組された。これによって日銀により管理されていた機関も同委員会の管理のもとで清算に付された。その後も閉鎖指定は続き1000以上の機関が閉鎖された。閉鎖機関整理委員会の業務内容は、閉鎖機関の現務の急速な結了、財産の管理

処分、債権の取立て、債務の弁済、残余財産の処分、指定業務の執行等であった。この委員会の収入支出については24年度から「公団等の予算及び決算の暫定措置に関する法律」(昭和24年法律第27号)の適用を受け、業務にともなう収入支出が政府関係機関予算として国会に提出されることになった。

本委員会は閉鎖機関整理委員会解散令(昭和27年3月31日政令第73号)により昭和26年度末をもって解散されたので、27年度予算は委員会の清算終了(27年9月30日)までの残務整理に係るものである。収入の閉鎖機関収入とは、清算経費割当収入金および什器備品処分収入金である。清算経費割当収入金とは、閉鎖機関整理委員会令(昭和22年勅令第75号)第16条に基づき各閉鎖機関から徴収される割当金であり、什器備品処分収入金とは、各閉鎖機関の財産処分収入である。¹⁾ 収入予算に比べて決算額が少ないのは本委員会の清算が迅速に終了した結果である。

なお本委員会解散時の残余財産1006万円余は「閉鎖機関整理委員会解散令」(昭和27年政令第73号)第13条の規定により、各閉鎖機関が委員会運営経費・清算経費として分担してきた金額²⁾の割合に応じて当該閉鎖機関に帰属することとなった。³⁾

〔注〕

- 1) 『決算書』(昭和27年度)。
- 2) 第16条「整理委員会は、大蔵大臣の定めるところにより業務の遂行上必要な経費を、整理委員会がその特殊整理を担当する閉鎖機関に、分担せしめることができる」。
- 3) 閉鎖機関整理委員会に関しては、大蔵省財政史室編『昭和財政史—終戦から講和まで』第1巻「賠償・終戦処理」(昭和59年、東洋経済新報社)、同第4巻「財政機関」(昭和52年)、および本巻「国有財産」編第3章等を参照。